

**「産業技術総合研究所つくばセンター」の
施設管理等業務における民間競争入札実施要項
〔つくばセンター設備等維持管理業務〕
(案)**

平成29年〇〇月

国立研究開発法人産業技術総合研究所

《《《目次》》》

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象 公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	7
3. 入札参加資格に関する事項	7
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	8
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象 公共サービスを実施する者の決定に関する事項	11
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	14
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる施設に関する事項	15
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	15
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国等の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	21
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	21
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	22
別紙1・・・評価項目一覧表	25
別紙2・・・従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	27
別紙3・・・管理・運営業務に関する企画書（総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質確保方法等を記載する書類）の様式例	43
別紙4・・・業務仕様書（別紙一覧含む） （別紙－1から別紙－22及び定点－1から定点－25は別途配布）	51
別紙5・・・施設配置図	61
別紙6・・・業務実施責任者等の要件	67
別紙7・・・暴力団排除に関する誓約書	69

「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務における
民間競争入札実施要項
〔つくばセンター設備等維持管理業務〕

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な、公共サービスを実現することを目指すものである。

これを踏まえ、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成23年7月15日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「（国）産業技術総合研究所の「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務」における事業のうち「つくばセンター設備等維持管理業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

（1）対象公共サービスの詳細な内容

①研究所の概要

研究所は、環境、生命工学、情報・人間工学、材料・化学、エレクトロニクス・製造、地質調査及び計量標準（5領域・2総合センター）の研究を行う我が国最大級の公的研究機関である。本部を東京及びつくばに置き、つくばセンターを除く全国9ヶ所にそれぞれ特徴ある研究を重点的に行う地域センターを配している。

②対象施設の概要

対象施設となるつくばセンターは、つくば中央地区、つくば西地区、つくば東地区、つくば北サイト及びつくば苜間サイトからなる。

1)所在地

つくば中央地区	: 茨城県つくば市東1-1-1、梅園1-1-1
つくば西地区	: 茨城県つくば市小野川16-1
つくば東地区	: 茨城県つくば市並木1-2-1
つくば北サイト	: 茨城県つくば市大字寺具字柏山1497-1
つくば苜間サイト	: 茨城県つくば市学園南2-8-5

2)敷地面積

つくば中央地区	988,131 m ²
つくば西地区	262,498 m ²
つくば東地区	147,281 m ²
つくば北サイト	616,024 m ²

つくば苜間サイト 12,826 m² 計 2,026,760 m²

3) 建物延床面積

つくば中央地区 405,408 m²

つくば西地区 59,010 m²

つくば東地区 43,243 m²

つくば北サイト 8,889 m²

つくば苜間サイト 3,731 m² 計 520,281 m²

4) 施設配置 各地区及び各サイトの全体図は別紙5-1から別紙5-5のとおり。

③業務の対象と業務内容

1) 業務の概要

本業務は、建築設備等を良好に管理するとともに、適切な保全・点検・修繕を実施し、各設備機器の省エネルギー・省コストを考慮した運転管理を行うものである。

2) 業務の仕様

業務の仕様については、別紙4「つくばセンター設備等維持管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

④業務の引き継ぎ

1) 現行の事業者からの引継ぎ

研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び本業務を新たに実施することとなった事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった事業者は、業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から本業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

2) 本業務終了の際に事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本業務の事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い事業者が変更となる場合には、本業務の事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、本業務の事業者の負担となる。

⑤用語の定義

本実施要項で使用する用語は、特段の定めがあるものを除き、「建築保全業務共通仕様書」（平成25年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）第1編第1章に記載されている用語の定義によるものとする。

(2) サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

①業務の包括的な質

本業務を通じて包括的に達成すべき質は、設備等の維持管理を適切に行い、研究所の業務遂行の円滑な実施を可能とすることとし、具体的には表1のとおりとする。

【表1】

状態	主要事項	指 標
平常時	安全性の確保	本業務の不備に起因する施設利用者の怪我が発生しないこと。 回数【0回】
		本業務の不備に起因して物損事故が発生しないこと。 回数【0回】
	業務継続性（品質）の確保	本業務の不備に起因して業務の中断（停電、断水、エレベーター閉じ込め等）となる事態が発生しないこと。 回数【0回】
	施設等の不具合等への速やかな対応	施設等の利用者から施設等の不具合等の連絡があった際に速やかに対応すること。
	環境への配慮	本業務遂行による温室効果ガスの削減を実施すること。
緊急時	業務継続性の確保	大地震・火災等の緊急事態が発生し、研究所がその業務の一部又は全部を停止した場合において、研究所が機能を復旧する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れがないこと。
		大地震・原子力発電所における事故等の緊急事態が発生し、広範な地域において機能を停止した場合（研究所つくばセンターが被災していない場合に限る。）において、本業務の不備に起因して研究所の業務遂行に影響を与えないこと。

②業務において確保すべき水準

本業務において確保すべき水準は、仕様書において定める内容を確保することとする。

なお、民間事業者は、定められた仕様書について、企画書において改善提案を行うことができる。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

①業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組

むべき事項等の改善提案を行うことができる。その際、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を明示すること。

②従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、本業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案（経費の削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を明示すること。

（４）委託費の支払方法

研究所は、民間事業者が行う本業務について契約期間中の検査・監督を行い、本業務の実施状況及び質の状況を確認した上で、請負代金を支払う。検査・監督の結果、本業務の実施状況及び質の状況が確保されていない場合は、研究所は再度業務を行うように改善の指示を出し、民間事業者は、業務改善計画書を研究所に提出するとともに所要の改善を行うこととする。改善後の本業務の実施状況及び質の状況が確保されているかが確認ができるまでの間、請負代金の支払を保留する。

請負代金の支払にあたっては、民間事業者は当該月分の本業務の完了後、適法な支払請求書により当該月分の支払請求を行う。研究所は、民間事業者からの請求があったときは、速やかに所定の金額を民間事業者（入札参加グループ（下記3.（5）①に規定する「入札参加グループ」をいう。以下同じ。）の場合は代表者（下記3.（5）①に規定する「代表者」をいう。以下同じ。))に支払うものとする。

（５）費用負担等に関するその他の留意事項

①消耗品等

本業務を実施するにあたり研究所つくばセンターの利用者が使用する消耗品並びに民間事業者が使用する消耗品及び附属品については、仕様書において民間事業者が負担することとして定められているものを除き研究所の負担とし、民間事業者からの請求に応じて支給するものとする。

②光熱水費

研究所は、民間事業者が本業務を実施するにあたり使用する光熱水費を無償で提供するものとする。

③施設等使用料

研究所は、民間事業者が本業務を実施するために使用する控室等を無償で提供するものとする。

④法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下の1)から3)のいずれかに該当する場合には研究所が負担し、それ以外の変更については民間事業者が

負担するものとする。

- 1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3) 上記1)及び2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

本入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。

- （1）法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当しない者であること。
- （2）国立研究開発法人産業技術総合研究所契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- （3）国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（以下「審査事務取扱要領」という。）により、平成28・29・30年度において「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされている者であること。
なお、入札参加グループで入札に参加する場合には、審査事務取扱要領において、代表者にあつては平成28・29・30年度において「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされており、代表者以外の入札参加グループ員（下記（5）①に規定する「入札参加グループ員」をいう。以下同じ。）にあつては「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。また、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。
- （4）本入札公告の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （5）入札参加グループでの入札について

①入札参加グループの結成

入札参加者が本実施要項に定める業務のすべてを単独で遂行することができない場合には、提出書類（下記4.（2）②で規定する「提出書類」をいう。）を提出する時まで、業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加するグループ（以下「入札参加グループ」という。）を結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者を入

札参加グループ員とし、入札参加グループ員のうちから代表企業及び代表者を定めるものとする。

なお、入札参加グループ員は、ほかの入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。

また、入札参加グループを結成した場合には、すべての入札参加グループ員は、入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成しなければならない。

②入札参加グループの入札参加資格

すべての入札参加グループ員は、本項の（１）から（４）のすべての要件を満たしていること。

（６）入札参加予定の事業協同組合の構成企業が、単独若しくは他の共同体のグループ企業として参加すると競争の公正性が阻害されることから、入札参加予定の事業協同組合の構成企業は、他の入札参加グループに参加し又は単独で入札に参加することはできない。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

（１）入札の実施手続及びスケジュール（予定）は表2のとおり。

【表2】

手 続 き	スケジュール
① 入札公告の公示	平成 29 年 11 月上旬頃
② 入札説明会	平成 29 年 11 月中旬頃
③ 現場説明会	平成 29 年 11 月中旬頃
④ 入札等に関する質疑応答	平成 29 年 12 月中旬頃
⑤ 入札書類の受付期限	平成 30 年 1 月上旬頃
⑥ 入札書類の評価	平成 30 年 1 月下旬頃
⑦ 開札・落札者予定者等の決定	平成 30 年 2 月上旬頃
⑧ 契約締結	平成 30 年 2 月下旬頃

（２）入札実施手続

①入札説明会後の質問受付

入札公告以降、研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、入札参加者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

②提出書類及び提出時期

入札参加者は、本業務の実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価を行うにあたり必要となる本業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）及びその他審査に必要となる書類を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第10条各号に規定する欠格事由あたらないことを誓約する書類（別紙7）を併せて提出すること。

③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5. で示す総合評価を受けるために必要な次の事項を記載すること。

1) 代表責任者及び本業務責任者【様式1】

ア. 入札参加者の代表責任者及び本業務の責任者を記載すること。

イ. 本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制について、業務フローも含めて記載すること。

ウ. 再委託の業務内容・業者を記載すること。再委託先との役割分担、業務従事者の配置及び当研究所との連絡体制等を記載すること。

なお、入札参加グループで参加する場合は、様式1に入札参加グループ員の一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。

入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。

2) 本業務の実施体制及び法的資格等を有する者等の配置【様式2】

ア. 本業務を実施するにあたって、業務従事者及び必要とする法定資格等を有する者の配置を記載すること。（下記「⑤その他審査に必要となる書類」の1）及び2）に記載する書類を添付すること。）

イ. 本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた際の補助体制を記載すること。

3) 業務実績【様式3】

ア. 当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、サービス提供の実績を記載すること。

4) 業務に対する認識【様式4】

ア. 本業務を実施するにあたっての基本的な方針等を記載すること。

5) 質の確保に対する考え方【様式5】

ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について記載すること。

イ. 本業務を実施するにあたって、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修、各種防災訓練、危機管理に係る訓練等の実施体制及び実施内容について記載すること。

6) 緊急時の体制及び対応方法【様式6】

- ア. 緊急時（本業務の実施にあたり想定していたとおりの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合）及び非常時の具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策について具体的に記載すること。
- イ. 本業務における安全管理及び安全対策について具体的に記載すること。
- ウ. トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対応手順について具体的に記載すること。

7) 改善提案【様式 7、8】

- ア. 従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理し記載すること。【様式 7】
- イ. 改善提案内容が研究所にとって有効かつ具体的な提案を行う場合は、実施の具体的な方法や計画等を明記し、実施体制や業務コスト削減も含めて記載すること。
- ウ. 予防保全などの科学的・合理的な管理手法が導入するのであれば、その内容を記載すること。
- エ. 修繕業務について、調達、検収及び支払等の会計手続における不正防止体制をどのように確保するのか記載すること。
- オ. 省エネルギー、環境保全のための方策に対する改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理し記載すること。
- カ. 上記イ. からオ. に関する改善提案を行う場合は、以下の項目毎に具体的な提案を記載すること。【様式 8】
 - ・ 改善提案を行う業務について
 - ・ 改善提案を行う理由について
 - ・ 改善提案の内容について
 - ・ 改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）について
 - ・ 改善提案の実施方法について
 - ・ 改善提案の実施体制について

8) 女性の活躍推進

- ア. 評価の対象となる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を提出すること。

④開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。
- 2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（入札説明書に添付されている）を提示又は提出しなければならない。
- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認め

た場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤その他審査に必要となる書類

上記③の「その他審査に必要となる書類」とは、以下のとおりである。

- 1) 入札参加者（入札参加グループの場合はすべての入札参加グループ員）の審査事務取扱要領における平成28・29・30年度の競争参加資格又は全省庁統一資格の写し。
- 2) 本実施要項別紙6に記載された業務実施責任者等の条件について、当該業務を行う者が必要な条件を満たすことを証する書類（写しでも可）。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は、研究所に、本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置して行うものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

① 必須項目審査（500点）

必須項目審査においては、入札参加者が次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は基礎点（500点）を付与し、一つでも満たしていない場合は、失格として下記②の加点項目審査は行わない。（別紙1参照）

1) 業務の実施体制について

- ア. 企業の代表責任者及び本業務の責任者を記載する。
- イ. 本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）を記載する。
- ウ. 再委託の業務内容・業者が明確に記載すること。
- エ. 本業務を遂行可能な人数の確保、配置などを記載すること。

2) 業務の質の確保について

- ア. 本業務を実施するにあたっての基本的な方針等について記載すること。
- イ. 本業務の実施全般に対する質の確保について適切に記載すること。

② 加点項目審査（240点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点（満点の場合は240点）する。（別紙1参照）

採点基準については、評価委員が加点項目ごとに提案書の内容を審査し、表3の採点基準

により評価点を決定する。評価委員の評価点の平均値を表4に当てはめることにより評価を決定し、評価を元に表5の加点得点を決定する。（女性の活躍推進を除く。）

【表3 採点基準】

採点基準	評価点
非常に優れている	3
優れている	2
標準的・一般的である	1
記載なし又は効果が期待できない	0

【表4 評価点】

評価委員の評価点の平均値	評価
3.00～2.25	A評価
2.24～1.50	B評価
1.49～0.75	C評価
0.74～0.00	D評価

【表5 加点得点】

評価	20点の場合
A評価	20
B評価	14
C評価	6
D評価	0

1) 業務の実施体制について（60点）

- ア. ①必須項目審査 1) エにおいて、必須となっている法定資格者以外にも、有用な資格を有する者が配備されているか。
- イ. 本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた場合の補助体制を確立しているか。また、人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか。
- ウ. 当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、サービス提供の実績が十分であるか。

2) 業務の質の確保について（20点）

- ア. 本業務を実施するにあたって、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修、各種防災訓練、危機管理に係る訓練等の実施体制及び実施内容について明記しているか。

3) 緊急時及び非常時対応についての考え方・体制について（60点）

- ア. 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。
- イ. 本業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。
- ウ. 緊急時の体制及び対応手順は、明確で効果的なものであるか。

4) 業務を実施するにあたっての改善提案について（80点）

- ア. 改善提案内容が研究所にとって有効かつ具体的な提案であり、その実施についての具体的な方法や計画等が明記されており、実施体制や業務コスト等削減も含めて提案されているか。（イ、ウ、エを除く）
- イ. 予防保全などの科学的・合理的な管理手法が提案されているか。
- ウ. 修繕業務について、調達、検収及び支払等の会計手続における不正防止体制が提案されているか。
- エ. 省エネルギー、環境保全のための方策が提案されているか。

5) 女性の活躍推進（20点）

- ア. 評価の対象となる女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定等（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を有しているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（500点）と加点項目審査で得られた加算点（240点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、その得点が入札参加者中で最も高い値の者を落札予定者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (500点)} + \text{加点項目審査による加算点 (240点)}) \div \text{入札価格}$$

② 留意事項

1) 当該落札予定者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札予定者として決定することがある。

- ア. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- イ. 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- ウ. 当該契約期間中における他の契約請負状況
- エ. 手持機械その他固定資産の状況
- オ. 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- カ. 経営状況
- キ. 信用状況

2) 落札予定者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。

なお、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札予定者を決定するものとする。

- 3) 落札予定者となった者は、法に規定する暴力団排除に関する欠格事項の運用要領に基づき、落札者を決定する前に、法第10条第4号及び第5号から第9号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。
- 4) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち合わなかった場合には、その再度入札を辞退したものと見なす。

また、再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、本業務の実施方法等を検討し、この場合において、研究所はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、従来 of 当該業務の調達仕様書、提出書類等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とし、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、研究所は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

また、民間競争入札に参加する予定の者は、研究所に「機密情報閲覧に関する誓約書」を提出の上、資料の閲覧を行うものとする。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

（1）使用施設

本業務を実施するにあたり使用することができる施設は、研究所つくばセンター内の施設とする。ただし、施設等を改修又は改造して業務を行う場合には、あらかじめ研究所の承認を得るものとし、改修等のために必要となる費用及び業務終了時の原状回復に要する費用は民間事業者の負担とする。

（2）機器等の持込み

研究所の業務に支障を来さない範囲において、民間事業者は研究所つくばセンター内に本業務に必要な機器等を民間事業者の負担において持ち込むことができる。ただし、機器等を持ち込む場合には、事前に研究所の了解を得るものとし、本業務を終了した際は、原状回復を行わなければならない。

機器等の持込み又は撤去に要する経費及び持ち込んだ機器等に係る経費については、本実施要項1.（5）②で規定する光熱水費を除き民間事業者が負担するものとする。

（3）目的外使用等の禁止等

使用が認められた施設、設備及び物品等については注意を持って使用するとともに、目的外に使用してはならない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを民間事業者が賠償するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

（1）報告等について

①業務計画書の作成と提出

民間事業者は、本実施要項で定めた業務を行うにあたり、各年度の事業開始日までに、年度ごとの業務計画書を監督職員に提出し、協議しなければならない。業務計画に変更を生じた場合も同様とする。

②業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を作成し、以下のとおり保管又は提出すること。なお、これらの報告書は監督職員に提出し、確認を受けること。

1) 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、翌日（当該翌日が研究所の所定休日（以下「休日」という。）の場合には、その直後の平日とする。）までに監督職員に提出し、監督職員の確

認を受けること。監督職員の確認を受けた後の業務日報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

2) 民間事業者は、業務期間中、当月分に係る業務月報を、その月の翌月の5日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに監督職員に提出すること。監督職員の確認を受けた後の業務月報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

3) 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに、当該事業年度に係る業務に関する年間総括報告書を監督職員に提出すること。監督職員の確認を受けた後の年間総括報告書は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

③ 研究所の検査・監督体制

民間事業者からの報告等を受けるにあたり、研究所の検査・監督体制は次のとおりとする。

1) 施設管理責任者

施設管理責任者（以下「責任者」という。）は、研究所つくばセンターの管理に関して責任を負うとともに、施設管理副責任者、施設管理検査職員及び施設管理監督職員を統括するものとし、環境安全本部安全管理部長の職にある者をもって充てるものとする。

2) 施設管理副責任者

施設管理副責任者（以下「副責任者」という。）は、施設管理責任者が不在であるときはその責務を代行することとし、環境安全本部安全管理部次長の職にある者をもって充てるものとする。

3) 施設管理検査職員

施設管理検査職員（以下「検査職員」という。）は、民間事業者が実施した業務の質について検査することとし、安全管理部環境保全室長の職にある者をもって充てるものとする。

4) 施設管理監督職員

施設管理監督職員（以下「監督職員」という。）は、民間事業者が行う事業について、必要な監督を行うものとし、その職務にある者については、本業務の契約期間が開始する前までに民間事業者に通知するものとする。変更がある場合も同様とする。

(2) 研究所による調査への協力

研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所又は業務実施場所に立ち入り、本業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

業務実施期間中の研究所からの連絡や指示については、次のとおりとする。

研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。また、研究所は、

本業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、随時民間事業者に指示を行うことができるものとする。

研究所による指示の経路については以下のとおりとする。

①報告、指示

民間事業者から研究所への業務計画書・作業報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種の報告は、原則として監督職員を通して行うものとする。監督職員は、提出された各種書類及び各種の報告の内容について修正、追加、処置方法等について民間事業者に必要な指示を行うものとする。

また、上記に加え本業務の検査・監督において本業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

（４）秘密の保持等

①秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して研究所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

②個人情報の保護

1) 基本的な考え方

民間事業者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務を実施するにあたって入手した個人情報の取扱いについては、個人の権利や利益を侵害することがないように、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（平成28年1月29日 27規程第87号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2) 保有の制限

民間事業者は、本業務を実施するにあたって個人情報を保有するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

3) 利用及び提供の制限

民間事業者は、研究所の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は他者に利用させてはならない。

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は研究所以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

4) 複写等の禁止

民間事業者は、研究所の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するにあたり研究所から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

5) 報告

民間事業者は、個人情報の漏えい等が発生し、又は発生の可能性があることを知った場合には、直ちに環境安全本部安全管理部に報告し、その指示に従うものとする。

なお、本業務が終了した後においても同様である。

6) 管理体制の整備

民間事業者は、本業務を実施するにあたり、個人情報の管理に関する責任者を定めるなど管理体制を整備しなければならない。

7) 周知

民間事業者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本業務を実施するにあたり知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

- 1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

②公正な取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、研究所の施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 民間事業者は、研究所の施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務の仕様書に定めのあるものの他、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

⑩契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は研究所以外の者との契約（研究所との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。また、民間事業者は、企画書の提出前に、再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。
- 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で研究所の承認を受けなければならない。
- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 5) 再委託先は、上記の「（4）秘密の保持等」及び「（5）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」の②から⑩までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- 6) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

して、民間事業者が責任を負うものとする。

⑫契約内容の変更

民間事業者及び研究所は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

⑬設備更新等の際における民間事業者への措置

研究所は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- 1) 設備を更新、撤去又は新設するとき
- 2) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- 3) 入居部署の変動等により業務量に変動が生じるとき

⑭契約解除

研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- 2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- 8) 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑮契約解除時の取扱い

- 1) 上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、研究所は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- 2) 上記1)による場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記1)の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として研究所の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 研究所は、民間事業者が上記2)による金額を研究所の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

4) 研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、研究所から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑩不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

この場合、研究所と協議して決定するものとする。

⑪契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と研究所が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第 2 項第 10 号）

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

①研究所が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、研究所は当該民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

②当該民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）

（1）実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成32年5月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成32年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

研究所は、民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする

①実施経費について

(3) 調査項目

①本実施要項 1. (2). ①において本業務の質として設定した項目

②本実施要項 1. (2). ②に示す従来の実施方法に、本実施要項 1. (3) での提案を反映し確定した業務の履行状況（実施回数等）

(4) 実施状況等の提出

研究所は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、上記(1)の評価を行うために平成32年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

(5) 評価委員会の意見聴取

研究所は、本業務の実施状況等の提出にあたり、研究所に設置する本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第14条第2項第12号）

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 研究所の検査・監督体制

①本契約に係る監督は、契約担当職が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8. (1) ③により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務等

①本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

③法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

- ④法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤会計検査について

民間事業者は、一、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は二、同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は研究所を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙1……評価項目一覧表

別紙2……従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙3……管理・運営業務に関する企画書（総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質確保方法等を記載する書類）の様式例

別紙4……業務仕様書（別紙一覧含む）

（別紙－1から別紙－22及び定点－1から定点－25は別途配布）

別紙5……施設配置図

別紙6……業務実施責任者等の要件

別紙7……暴力団排除に関する誓約書

提案書審査における評価項目 (つくばセンター設備等維持管理業務)				評価対象	配点区分 (※重要度に応じて定める)		得点
大項目	分類	項番	評価項目		①基礎点	②加点	
1. 実施体制及び実施方法について							
1)業務の実施体制について	(1)	企業の代表責任者及び本業務の責任者が記載されているか。	【様式1】	○か×	—		
	(2)	本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）が明確に示されているか。業務フローも含めて記載されているか。	【様式1】	○か×	—		
	(3)	再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。再委託先との役割分担、業務従事者の配置及び当研究所との連絡体制等が示されているか。 ※再委託を行わない場合は、本項目は評価対象外とする。	【様式1】	○か×	—		
	(4)	本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、本業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されているか。(別紙6のとおり)	【様式2】	○か×	—		
	(5)	(4)において、必須となっている法定資格者以外にも、有用な資格を有する者が配備されているか。	【様式2】	—	20		
	(6)	本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた場合の補助体制を確立しているか。また、人員の配置に柔軟に対応する工夫が構築されているか。(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)	【様式2】	—	20		
	(7)	当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、サービス提供の実績を有する者であるか。	【様式3】	—	20		
2)業務の質の確保について	(8)	本業務を実施するにあたっての基本的な方針等について記載されているか。	【様式4】	○か×	—		
	(9)	本業務の実施全般に対する質の確保について適切に記載されているか。	【様式5】	○か×	—		
	(10)	本業務を実施するにあたって、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修、各種防災訓練、危機管理に係る訓練等の実施体制及び実施内容について明記しているか。	【様式5】	—	20		
2. 緊急時の対応について							
3)緊急時及び非常時対応についての考え方・体制	(11)	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。	【様式6】	—	20		
	(12)	本業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。	【様式6】	—	20		
	(13)	緊急時の体制及び対応手順は、明確で効果的なものであるか。	【様式6】	—	20		
3. 改善提案について							
4)業務を実施するにあたっての改善提案	(14)	改善提案内容が研究所にとって有効かつ具体的な提案であり、その実施について具体的な方法や計画等が明記されており、実施体制や業務コスト削減も含めて提案されているか。(15,16,17を除く)	【様式8】	—	20		
	(15)	予防保全などの科学的・合理的な管理手法が提案されているか。	【様式8】	—	20		
	(16)	修繕業務について、調達、検収及び支払等の会計手続における不正防止体制が提案されているか。	【様式8】	—	20		
	(17)	省エネルギー、環境保全のための方策が提案されているか。	【様式8】	—	20		
4. 女性の活躍推進							
5)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	(18)	評価の対象となる女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定等（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を有しているか。		—	20		
合 計					500	240	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円、税抜)		
			平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費等	委託費定額部分		2,112,312	2,154,817	2,177,745
	成果報酬等		0	0	0
	旅費その他		0	0	0
計(a)			2,112,312	2,154,817	2,177,745
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			2,112,312	2,154,817	2,177,745
(注記事項)					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託費の内訳は、別紙のとおり。 2. 民間事業者が業務を実施するために必要な経費は、全て上記に含まれている。 3. 外部委託を実施している事業の成果報酬等の支払い条件はない。 4. 委託費の主な増減理由は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の増減は、原則として入札の結果、点検周期、改修工事による機器の増減及び施設増加による点検追加等によるもの。 					

1 従来の実施に要した経費の別紙(委託費の内訳及び契約の変遷)

(単位:千円、税抜)

平成26年度契約件名	内訳額	備考	平成27年度契約件名	内訳額	備考	平成28年度契約件名	内訳額	備考
つくばセンター設備等維持管理業務	2,112,312		つくばセンター設備等維持管理業務	2,154,817		つくばセンター設備等維持管理業務	2,177,745	
(内訳)			(内訳)			(内訳)		
日常点検	(934,758)		日常点検	(937,127)		日常点検	(937,127)	
修繕業務	(380,000)		修繕業務	(348,000)		修繕業務	(342,000)	
苜間サイト維持管理	(1,615)		苜間サイト維持管理	(1,618)		苜間サイト維持管理	(1,618)	
第1種圧力容器点検	(4,930)		第1種圧力容器点検	(7,363)		第1種圧力容器点検	(7,363)	
小型ボイラー検査	(4,675)		小型ボイラー検査	(3,795)		小型ボイラー検査	(3,300)	
冷凍機設備法定点検(つくば本部・情報技術共同研究棟)	(2,401)		冷凍機設備法定点検(つくば本部・情報技術共同研究棟)	(2,401)		冷凍機設備法定点検(つくば本部・情報技術共同研究棟)	(2,401)	
冷凍機設備点検	(4,628)		冷凍機設備点検	(8,132)		冷凍機設備点検	(7,759)	
冷凍機設備定期点検(つくば中央2-12棟)	(5,068)		冷凍機設備定期点検(つくば中央2-12棟)	(5,983)		冷凍機設備定期点検(つくば中央2-12棟)	(8,068)	
消防設備点検	(43,483)		消防設備点検	(43,560)		消防設備点検	(42,755)	
地下燃料タンク・一般取扱所点検	(2,674)		地下燃料タンク・一般取扱所点検	(2,385)		地下燃料タンク・一般取扱所点検	(2,685)	
変電設備・電力設備コンピューター点検	(117,191)		変電設備・電力設備コンピューター点検	(192,431)		変電設備・電力設備コンピューター点検	(191,797)	
非常用自家発電設備・非常用直流電源設備点検	(29,264)		非常用自家発電設備・非常用直流電源設備点検	(29,205)		非常用自家発電設備・非常用直流電源設備点検	(29,205)	
排ガス測定	(1,796)		排ガス測定	(1,840)		排ガス測定	(1,840)	
給水用水槽清掃点検・水質検査	(4,321)		給水用水槽清掃点検・水質検査	(5,858)		給水用水槽清掃点検・水質検査	(5,858)	
生活排水槽清掃点検	(2,592)		生活排水槽清掃点検	(2,694)		生活排水槽清掃点検	(2,694)	
消防用水槽点検	(986)		消防用水槽点検	(1,550)		消防用水槽点検	(1,550)	
スクラバー・廃水槽他清掃点検	(3,272)		スクラバー・廃水槽他清掃点検	(3,783)		スクラバー・廃水槽他清掃点検	(3,783)	
し尿浄化槽清掃点検(つくば北)	(791)		し尿浄化槽清掃点検(つくば北)	(764)		し尿浄化槽清掃点検(つくば北)	(742)	
し尿浄化槽定期点検(つくば北)*法定点検検査料	(52)		し尿浄化槽定期点検(つくば北)*法定点検検査料	(44)		し尿浄化槽定期点検(つくば北)*法定点検検査料	(49)	
排水水質分析	(16,258)		排水水質分析	(13,398)		排水水質分析	(13,398)	
エレベーター保守点検	(44,901)		エレベーター保守点検	(45,036)		エレベーター保守点検	(45,246)	
クレーン点検	(10,058)		クレーン点検	(14,111)		クレーン点検	(11,497)	
液体窒素貯槽他定期点検	(7,722)		液体窒素貯槽他定期点検	(5,527)		液体窒素貯槽他定期点検	(4,806)	
スクラバー等定期自主検査	(58,618)		スクラバー等定期自主検査	(58,803)		スクラバー等定期自主検査	(63,326)	
特殊ガス配管設備点検	(81,513)		特殊ガス配管設備点検	(82,618)		特殊ガス配管設備点検	(82,857)	
空気源設備点検	(5,647)		空気源設備点検	(2,917)		空気源設備点検	(7,325)	
NAS電池遠隔監視及び点検	(21,714)		NAS電池遠隔監視及び点検	(5,200)		NAS電池遠隔監視及び点検	(20,770)	
建築物定期調査報告及び点検(3年周期)	(0)		建築物定期調査報告及び点検(3年周期)	(0)		建築物定期調査報告及び点検(3年周期)	(1,650)	
北・南・西処理施設公共下水道流量計点検	(3,884)		北・南・西処理施設公共下水道流量計点検	(5,181)		北・南・西処理施設公共下水道流量計点検	(5,430)	
つくば中央第1事業所他自動ドア点検保守	(7,436)		つくば中央第1事業所他自動ドア点検保守	(6,629)		つくば中央第1事業所他自動ドア点検保守	(6,503)	
つくば中央第5事業所他自動ドア点検保守	(1,850)		つくば中央第5事業所他自動ドア点検保守	(1,042)		つくば中央第5事業所他自動ドア点検保守	(2,028)	
空調機・パッケージ設備点検	(22,974)		空調機・パッケージ設備点検	(35,977)		空調機・パッケージ設備点検	(37,821)	
冷却塔設備点検	(3,260)		冷却塔設備点検	(2,980)		冷却塔設備点検	(3,070)	

平成26年度契約件名	取払額	備考	平成27年度契約件名	取払額	備考	平成28年度契約件名	取払額	備考
空気清浄装置点検	(2,901)		空気清浄装置点検	(2,225)		空気清浄装置点検	(2,384)	
還水槽点検	(156)		還水槽点検	(875)		還水槽点検	(383)	
膨張水槽他清掃点検	(554)		膨張水槽他清掃点検	(664)		膨張水槽他清掃点検	(774)	
研究協力センターさくら館他吸収式冷温水機点検	(16,728)		研究協力センターさくら館他吸収式冷温水機点検	(17,019)		研究協力センターさくら館他吸収式冷温水機点検	(17,019)	
東-4G吸収式冷温水機点検	(1,900)		東-4G吸収式冷温水機点検	(1,900)		東-4G吸収式冷温水機点検	(1,900)	
つくばセンター空調自動制御設備点検	(43,648)		つくばセンター空調自動制御設備点検	(67,716)		つくばセンター空調自動制御設備点検	(67,343)	
つくば本部・情報技術共同研究棟空調自動制御設備点検	(7,800)		つくば本部・情報技術共同研究棟空調自動制御設備点検	(11,391)		つくば本部・情報技術共同研究棟空調自動制御設備点検	(11,391)	
処理場緊急貯槽定期点検	(0)		処理場緊急貯槽定期点検	(2,366)		処理場緊急貯槽定期点検	(0)	
原水槽清掃点検	(3,575)		原水槽清掃点検	(2,641)		原水槽清掃点検	(2,641)	
一般排水槽清掃点検	(3,588)		一般排水槽清掃点検	(2,782)		一般排水槽清掃点検	(1,679)	
北・南・西処理施設樹脂活性炭機能分析	(642)		北・南・西処理施設樹脂活性炭機能分析	(928)		北・南・西処理施設樹脂活性炭機能分析	(642)	
汚泥分析	(1,258)		汚泥分析	(1,805)		汚泥分析	(2,096)	
つくばセンター防災監視設備点検	(23,643)		つくばセンター防災監視設備点検	(51,260)		つくばセンター防災監視設備点検	(51,138)	
上・雑用水ポンプ制御盤点検(BCエネセン(中央特高棟))	(2,355)		上・雑用水ポンプ制御盤点検(BCエネセン(中央特高棟))	(2,915)		上・雑用水ポンプ制御盤点検(BCエネセン(中央特高棟))	(2,915)	
A・BCエネルギーセンター(中央特高棟)ポンプ設備点検	(4,984)		A・BCエネルギーセンター(中央特高棟)ポンプ設備点検	(4,140)		A・BCエネルギーセンター(中央特高棟)ポンプ設備点検	(6,447)	
厨房内排気ダクト・貯油槽他清掃点検	(4,696)		厨房内排気ダクト・貯油槽他清掃点検	(7,369)		厨房内排気ダクト・貯油槽他清掃点検	(8,147)	
つくば中央2-1棟純水製造装置点検保守	(1,679)		つくば中央2-1棟純水製造装置点検保守	(1,325)		つくば中央2-1棟純水製造装置点検保守	(0)	
つくば中央3-10棟純水製造装置点検保守	(2,192)		つくば中央3-10棟純水製造装置点検保守	(2,270)		つくば中央3-10棟純水製造装置点検保守	(2,270)	
つくば中央4-1棟純水製造装置点検	(685)		つくば中央7-1棟純水製造装置点検	(1,962)		つくば中央7-1棟純水製造装置点検	(1,238)	
2-13棟水素発生装置点検保守	(35,830)		2-13棟水素発生装置点検保守	(8,500)		2-13棟水素発生装置点検保守	(20,299)	
水質検査(飲料水)	(761)		水質検査(飲料水)	(774)		水質検査(飲料水)	(774)	
屋上清掃	(2,565)		屋上清掃	(3,198)		屋上清掃	(3,156)	
特殊空調点検	(13,197)		特殊空調点検	(12,096)		特殊空調点検	(11,546)	
屋外露出研究排水管点検	(3,920)		屋外露出研究排水管点検	(3,920)		屋外露出研究排水管点検	(3,920)	
西5D棟クリーンルーム維持管理	(102,726)							
			高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務	(39,000)		高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務	(39,000)	
			つくばセンター研究廃水排水管調査	(25,825)		つくばセンター研究廃水排水管調査	(20,323)	
合計	2,112,312		合計	2,154,817		合計	2,177,745	

※端数処理のため数値が一致しない。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

従来、業務従事者に求められている知識・経験等は以下のとおり。

1. 従事者の経験・資格(平成27年度～平成29年度)

請負者は、表1及び表2で定める従事者以外の従事者については、業務遂行に必要な経験、学歴及び実務能力を有する者を配置すること。

表1 必要資格者(法定従事者)

届出名称	資格名称	該当建物
ボイラー取扱作業主任者	2級ボイラー技士	つくば中央第2事業所(電気ボイラー) 2-11
	〃	つくば中央第6事業所(電気ボイラー) 6-6
	〃	つくば中央第6事業所(電気ボイラー) 6-7
冷凍保安責任者	第1種冷凍機械責任者(正)(副)	つくば本部・情報技術共同研究棟
	第3種冷凍機械責任者	つくば中央第1、第2、第3、第5、第6、第7、西、東事業所
危険物取扱者	危険物取扱者乙種第4類	中央特高棟地下タンク貯蔵所(屋外)
	〃	つくば中央2-2棟地下タンク貯蔵所(屋外)
	〃	つくば中央2-13棟地下タンク貯蔵所(屋外)
	〃	つくば中央3-1棟地下タンク貯蔵所(屋外)
危険物保安監督者	危険物取扱者乙種第1類	北廃水処理施設屋内貯蔵所(危険物倉庫)
	危険物取扱者乙種第4類	北廃水処理施設屋内貯蔵所(危険物倉庫)
	危険物取扱者乙種第6類	北廃水処理施設屋内貯蔵所(危険物倉庫)
	危険物取扱者乙種第4類	Aエネルギーセンター地下タンク貯蔵所(屋外)
無線従事者	2級特殊無線技士	中央特高棟(中央監視センター)
	2級特殊無線技士	Aエネルギーセンター(つくば西事業所)
特定毒物研究者	特定毒物研究者	北廃水処理施設
ビル管理技術者	建築物環境衛生管理技術者	つくば中央第1事業所1-1棟及び共用講堂
第1種圧力容器取扱作業主任者	2級ボイラー技士	つくば中央第2事業所
	〃	つくば中央第3事業所
	〃	つくば中央第6事業所
	〃	つくば中央第7事業所
水道技術管理者	実務経験又は講習修了者	中央特高棟
電気主任技術者※	第2種電気主任技術者	つくば中央地区・つくば東地区

※自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務を行うこと。

表2 常駐従事者の資格		
区分	資格名称	備考
中央監視センター	第2種電気主任技術者	つくば中央・東地区電気主任技術者
	第3種電気主任技術者	
	第2種電気工事士	
	2級ボイラー技士	
	第3種冷凍機械責任者	
	エネルギー管理士	
	建築施工管理技士	
	電気施工管理技士	
	管工事施工管理技士	
つくば中央1～7事業所 西事業所(Aエネルギーセンター、 A特高受変電所を含む) 東事業所 つくば本部・情報技術共同研究棟	第3種電気主任技術者	
	第2種電気工事士	
	2級ボイラー技士	
	第1種冷凍機械責任者	つくば本部・情報技術共同研究棟のみ、正副責任者2名
	第3種冷凍機械責任者	
	危険物取扱者乙種第4類	
	建築物環境衛生管理技術者	第一事業所のみ
2級特殊無線技士	西事業所のみ	
中央特高棟	第2種電気主任技術者	中央監視センターと兼務
	水道管理技術者	
	危険物取扱者乙種第4類	
	2級特殊無線技士	
	第1種電気工事士	
北廃水処理施設 南廃水処理施設 西廃水処理施設	第2種電気工事士	
	危険物取扱者乙種第1類	北廃水処理施設のみ
	危険物取扱者乙種第4類	
	危険物取扱者乙種第6類	
	水質関係第2種公害防止管理者	
	第2種酸素欠乏危険作業主任者	
	フオークリスト運転技能講習修了者	
	玉掛技能講習修了者	
	特定化学物質作業主任者	北廃水処理施設のみ
	有機溶剤作業主任者	北廃水処理施設のみ
	大型自動車運転免許証取得者	北廃水処理施設のみ
	産業廃棄物中間処理施設技術管理者	北廃水処理施設・南廃水処理施設のみ
つくば北サイト	第1種電気工事士	
	水質関係第4種公害防止管理者	
	危険物取扱者乙種第4類	

2. 平成27年度～平成29年度 〈法定資格等一覧〉						
選定期間	業務実施責任者等の名称	求められる資格等の名称	人員	勤務形態	勤務日	勤務時間
企画書提出時	業務責任者	1敷地に存在する建物の延べ床面積の合計が50,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文科学系のもは除く)における設備等の維持管理について5年以上の実績を有すること。また、設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	1	常勤	平日	8:30-17:30
	業務副責任者	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	1	常勤	平日	8:30-17:30
	各事業所等監視室主任者 (北・南・西廃水処理施設を除く)	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	12	常勤	平日	8:30-17:30
	各事業所等監視室主任者 (北・南・西廃水処理施設のみ)	廃水処理施設の運転・監視及び日常的な点検保守業務、分析業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	3	常勤	平日	8:30-17:30
	各事業所等監視室副主任者	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保全技師補)	15	常勤	平日	8:30-17:30
	電気主任技術者	第2種電気主任技術者	1	常勤	平日	8:30-17:30
	高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務 作業責任者	高圧ガス製造保安責任者(三種特別以上)	1	常勤	平日	8:30-17:30
	高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務 作業責任者代理者		1	作業責任者不在時	平日	8:30-17:30

契約時	従事者 (中央監視センター、各事業所等)(北・南・西廃水処理施設及び北サイトは除く)	第3種電気主任技術者 (中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上	常勤	平日	8:30-17:30
		第1種電気工事士 中央特高棟監視室に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
		第2種電気工事士 (中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上	常勤	平日	8:30-17:30
		2級ボイラー技士 (中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上	常勤	平日	8:30-17:30
		水道技術管理者 (中央特高棟監視室に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
		第1種冷凍機械責任者 (つくば本部・情報技術共同研究棟監視室に、いずれかの従事者が有すればよい)	2以上	常勤	平日	8:30-17:30
		第3種冷凍機械責任者 (つくば本部・情報技術共同研究棟、中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの常駐従事者が有すればよい)	10以上	常勤	平日	8:30-17:30
		危険物取扱者乙種第4類 (中央監視センターを除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上	常勤	平日	8:30-17:30
		第二級陸上特殊無線技士 (西事業所、中央特高棟監視盤室の使用者が有すればよい)	2以上	常勤	平日	8:30-17:30
		エネルギー管理士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
		建築施工管理技士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
		電気施工管理技士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
		管工事施工管理技士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	建築物環境衛生管理技術者 (第一事業所に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30	

従事者 (北・南・西廃水処理施設)	第2種電気工事士 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	危険物取扱者乙種第1類 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	危険物取扱者乙種第4類 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	危険物取扱者乙種第6類 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	水質関係第2種公害防止管理者 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	第2種酸素欠乏危険作業主任者 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	フォークリフト運転技能講習修了者 (各廃水処理施設監視室毎に、使用者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	玉掛技能講習修了者 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
	特定化学物質作業主任者 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	有機溶剤作業主任者 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	大型自動車運転免許証取得者 (北廃水処理施設のみ、使用者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	産業廃棄物中間処理施設技術管理者 (北・南廃水処理施設に、使用者が有すればよい)	2以上	常勤	平日	8:30-17:30
	特定毒物研究者 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
従事者(つくば北サイト)	第1種電気工事士 (いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	水質関係第4種公害防止管理者 (いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
	危険物取扱者乙種第4類 (いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30
従事者 (中央監視センター、各事業所等)(第一事業所、つくば本部・情報技術共同研究棟、北・南・西廃水処理施設及び北サイトは除く)	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保全技師補)	必要人数	常勤	平日	17:30-翌8:30
			常勤	休日	8:30-翌8:30

担当者	<p>【点検項目に応じて以下必要資格者を配置のこと】</p> <p>第一種圧力容器取扱作業主任者 ボイラー技士 冷凍機保安責任者 消防設備士・消防設備点検資格者 危険物取扱者乙種4類及び地下タンク等定期点検技術者 消防設備点検資格者及び第一種自家用発電設備専門技術者 危険物取扱者・消防設備士又は消防設備点検資格者 計量事業所、環境計量士 第二種電気工事士 浄化槽管理士 昇降機検査資格者 局所排気装置定期自主検査者講習修了者</p>	必要名	非常勤	-	-
従事者 (高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務)	<p>高圧ガス保安法資格取得者※もしくは高圧ガスの取り扱いに関する1年以上の経験を有する者</p> <p>※高圧ガス保安法資格とは、高圧ガス製造保安責任者(三種特別以上)、高圧ガス販売主任者(第一種販売)、又は高圧ガス移動監視者とする。</p>	必要人数	常勤	平日	8:30-17:30
(注記事項)					
過去における業務従事者数					
		人員			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
平日	日勤 8:30~17:30	129.5	129	129	
平日	夜勤 17:30~8:30	15	13	13	
土日祝祭日	年末年始 日勤 8:30~17:30	16	13	13	
土日祝祭日	年末年始 夜勤 17:30~8:30	15	13	13	

3 従来の実施に要した施設及び設備

業務名称	無償貸与施設	無償対象設備等
つくばセンター設備等維持管理業務	第一事業所1-1棟B1027監視盤室	机、椅子、脇机、テレビ、電話機、冷蔵庫、パソコン、プリンター等
	第一事業所1-1棟B1026保守員室	
	第一事業所1-1棟B1107倉庫	
	第一事業所1-1棟B1012倉庫(資材)	
	第一事業所1-2棟01104設備管理室	
	第一事業所1-2棟01119倉庫(資材)	
	第一事業所外周さくら館A01154設備管理室	
	第一事業所外周さくら館A01154-1更衣室	
	第一事業所外周さくら館A01153倉庫(資材)	
	第一事業所外周さくら館A01134-2倉庫(資材)	
	第一事業所外周中央特高棟02210倉庫	
	第一事業所外周中央特高棟02211計算機室	
	第一事業所外周中央特高棟02212統合監視室	
	第一事業所外周中央特高棟02213事務室	
	第一事業所外周中央特高棟02214事務室	
	第一事業所外周中央特高棟02217-2更衣室	
	第一事業所外周中央特高棟02217-3宿直室	
	第一事業所外周中央特高棟02218倉庫	
	第一事業所外周中央特高棟02218-1倉庫	
	第一事業所外周北第一、第二廃水処理施設	
	第一事業所外周南廃水処理施設	
	第一事業所外周極低温エネルギー供給施設01101室 管理室	
	第一事業所外周極低温エネルギー供給施設01104室 液化室	
	第一事業所つくば本部・情報技術共同研究棟01410-2中央監視室	
	第二事業所2-1棟EB1051-1倉庫(図面)	
	第二事業所2-1棟E01111監視盤室	
	第二事業所2-1棟M01106保守員室	
	第二事業所2-10棟01115-2監視盤室	
	第二事業所2-12棟01105中央監視室	
	第二事業所2-13棟01118-1監視盤室1	
	第二事業所2-13棟01118-2監視盤室2	
	第三事業所3-1棟01116-2監視盤室	
	第三事業所3-1棟01128-1休憩室	
	第三事業所3-1棟01128-2倉庫	
	第三事業所3-1棟01128-3倉庫	
	第三事業所3-1棟B1060倉庫(図面、図書)	
	第三事業所3-8棟01113監視盤室	
	第三事業所3-9棟01112監視盤室	
	第三事業所3-9棟01113監視盤室	
	第五事業所5-41棟B1107監視盤室	
	第五事業所5-41棟B1211倉庫	
	第五事業所5-41棟B1212倉庫	
	第五事業所5-1棟04114-1倉庫	
	第五事業所5-1棟05114倉庫	
	第五事業所5-2棟B1112監視盤室	
	第五事業所5-2棟B1115更衣室	
	第五事業所5-2棟B1115-1宿直室	
	第五事業所5-2棟B1120倉庫	
	第五事業所5-2棟B1116倉庫	
	第五事業所5-2棟B1124倉庫	
第五事業所5-2棟B1125倉庫		
第五事業所5-2棟B1122倉庫		
第五事業所5-2棟B1119-1倉庫		
第五事業所5-2棟B1123倉庫		
第五事業所5-2棟01501-1倉庫		
第五事業所5-8A棟01131監視盤室		
第六事業所6-1棟01122監視盤室		
第六事業所6-1棟01121電算機室		
第六事業所6-1棟B1103MDF室		
第六事業所6-1棟B1108倉庫		
第六事業所6-1棟B1107監視盤室		
第七事業所7-1棟B1041-3監視盤室		
第七事業所7-1棟B1041-2宿直室		
東事業所東-1B棟B1007監視盤室		
東事業所東-1B棟B1008監視盤室		
東事業所東-1B棟B1009監視盤室		

業務名称	無償貸与施設	無償対象設備等
	西事業所西-1棟B0101監視盤室 西事業所Aエネルギーセンター 西事業所研究廃水処理施設 第三事業所北サイト管理棟01102監視盤室 第三事業所北サイト管理棟01103更衣室 第三事業所北サイト管理棟01104休憩室 第三事業所北サイト排水処理施設棟	
<p>(注記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するため工具、測定器、什器類等を無償で貸与する。詳細は、別紙4業務仕様書・別紙-15による。 ・設備等維持管理業務を実施するための作業着、夜勤用寝具、フォークリフト・トラック・タンクローリー等はすべて受託者が用意する。詳細は、別紙4業務仕様書・別紙-15による。 ・高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務を実施するための作業着、配送用車両等はすべて受託者が用意する。 		

4 従来の実施における目的の達成の程度

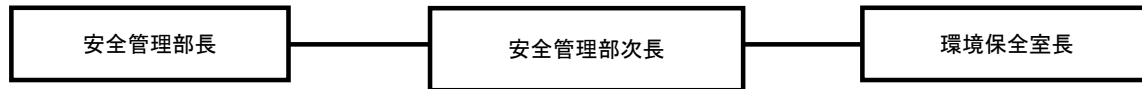
	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
管理・運營業務の不備に起因して業務継続の確保ができなかった回数	—	0回	—	0回	—	1回
管理・運營業務の不備に起因した当該施設内での人身事故(及び物損事故)の発生回数	—	0回	—	0回	—	0回
(注意事項)						

5 従来の実施方法等

1. 従来の実施方法(業務フロー図等)

(1) 研究所の指揮命令体制

つくばセンター設備等維持管理業務



(2) 業務フロー図

別紙6「設備等維持管理業務 業務フロー図」のとおり。

(3) 産業技術総合研究所の組織図

別紙7「産業技術総合研究所組織図」のとおり。

2. 経費及び人員の増減について

- ・ 金額の増減は、原則として入札の結果、点検周期、改修工事による機器の増減及び施設増加による点検追加等によるもの。
- ・ 西5D棟クリーンルーム維持管理は、業務見直しに伴い27年度より別業務となったもの。

3. 事業の目的を達成する観点から重視している事項について

事業従事者

・業務責任者及び業務副責任者

1敷地に存在する建物の延べ床面積の合計が50,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文科学系のみは除く)における設備等の維持管理について5年以上の実績を有すること。また、設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)

各事業所等監視盤室主任者(北・南・西廃水処理施設を除く)

設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)

・各事業所等監視盤室主任者(北・南・西廃水処理施設のみ)

廃水処理施設の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)

・各事業所等監視盤室副主任者

設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保全技師補)

・電気主任技術者

第2種電気主任技術者

・必要資格者(法定従事者)及び常駐従事者の資格

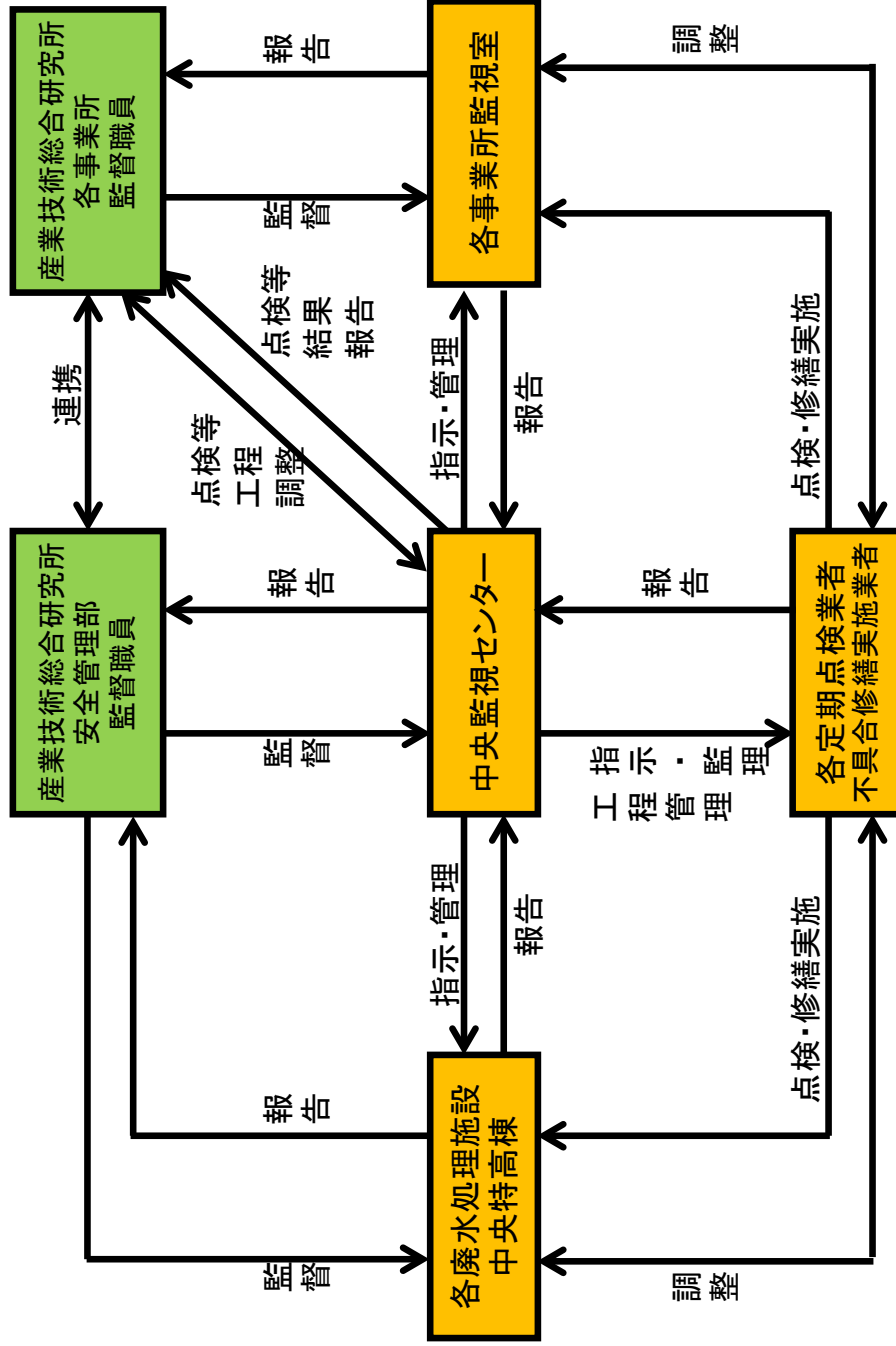
「2 従来の実施に要した人員」参照

・夜間、土日・祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)における従事者

技能資格等級の保全技師補を必ず配置

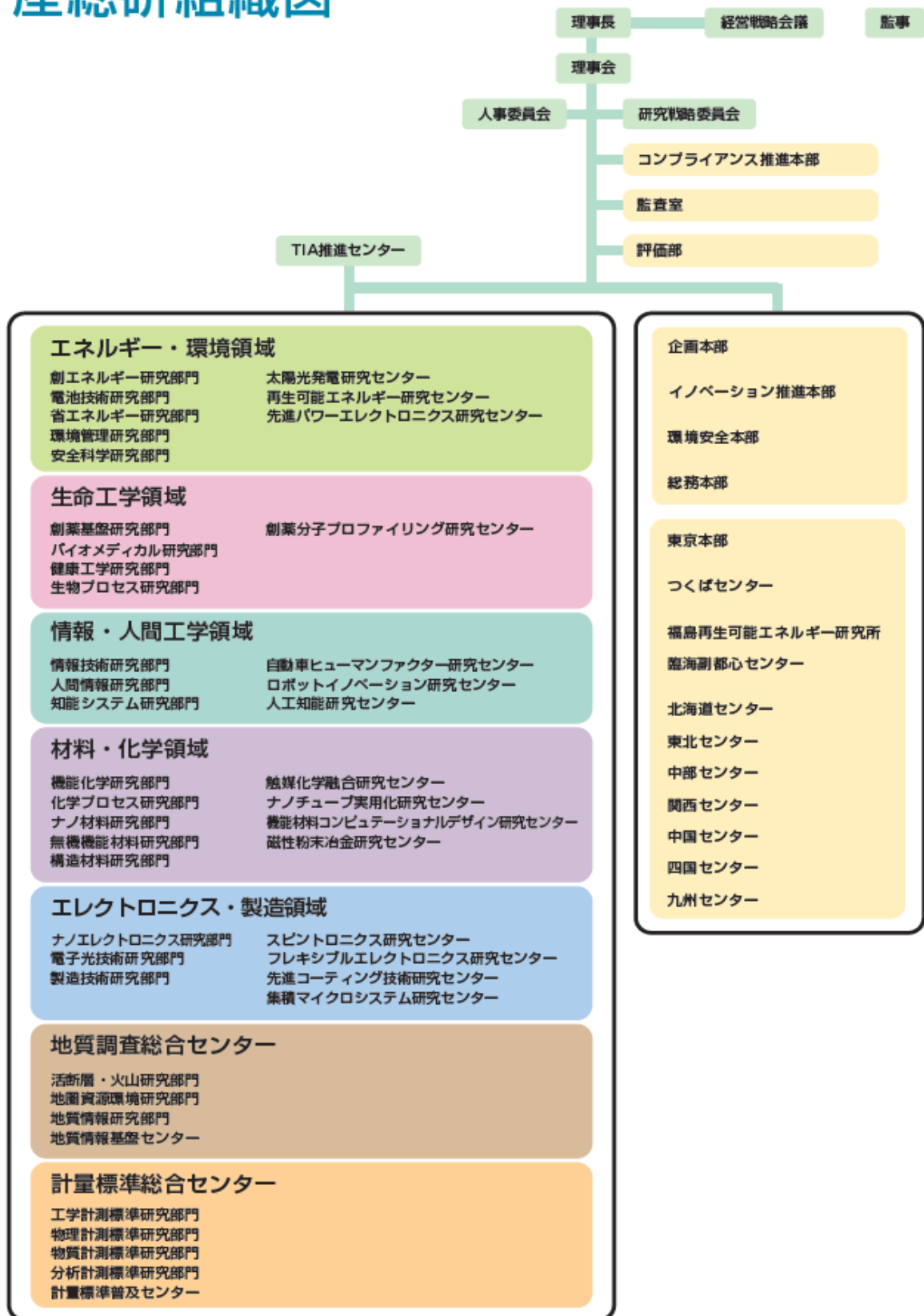
(注記事項)

設備等維持管理業務 業務フロー図



産総研組織図

2017年6月1日現在



**「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務
〔つくばセンター設備等維持管理業務〕**

1) 企業の代表責任者、本業務責任者等

ア. 入札参加者の代表責任者、本業務の責任者を記載する。

イ. 本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）を記載する。
 その際、業務フローも合わせて記載すること。

ウ. 再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
 ※再委託を行わない場合は、本項目は評価対象外とする。
 なお、入札参加グループで参加する場合は、様式1に入札参加グループ員の一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。
 入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。

ア. 入札参加者の代表責任者、本業務の責任者について

イ. 本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）等について

ウ. 再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

2) 本業務の業務従事者及び法的資格等を有する者等の配置

- ア. 本業務を実施するにあたって、業務従事者及び必要とする法定資格等を有する者の配置を記載すること。
- イ. 本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた際の補助体制を記載すること。

※本実施要項の別紙6「業務実施責任者等の要件」に記載された、当該業務を行う者に必要な条件を満たすことを証する書類を提出すること。(写しでも可)

ア. 本業務を実施するにあたっての業務従事者及び必要とする法定資格等を有する者の配置について

イ. 本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた際の補助体制について

3) 業務実績			
ア. 当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、サービス提供の実績			
業務名	発注者	時期	業務内容
<p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の具体名が記載できない場合は、「(株)A社」、「B大学」等で可 ・時期については、以下の記載例を参考にすること。 例1：平成23年8月から現在まで (約6年間) 例2：平成25年1月から平成28年12月まで (4年間) ・実施規模については、実施していた事業の規模がわかるように記載すること。 			
例) 〇〇大学〇〇地区施設管理業務	〇〇大学	平成25年1月～平成28年12月まで (4年間)	実施規模 請負金額等 年間 〇〇〇万円
			実施規模 請負金額等
			実施規模 請負金額等
			実施規模 請負金額等

※ 必要に応じ行を追加すること。

※ 実績を証明する資料(契約書、見積書、価格表又は価格証明書等の写し)を添付してください。

4)本業務に対する認識

■本業務を実施するにあたっての基本的な方針等を記載すること。

5)業務の質の確保に対する考え方

- ・業務の質の確保に関する考え方について、具体的かつ簡潔にまとめること。
- ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について記載すること。
- イ. 本業務を実施するにあつて、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修、各種防災訓練、危機管理に係る訓練等の実施体制及び実施内容について記載すること。

ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について

イ. 本業務を実施するにあつて、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修、各種防災訓練、危機管理に係る訓練等の実施体制及び実施内容について

<p>6)緊急時の体制及び対応方法</p>
<p>ア. 緊急時(本業務の実施にあたり想定していたとおりの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合)及び非常時の具体的な事態想定し、現実的かつ効果的な対策について具体的に記載すること。</p>
<p>イ. 本業務における安全管理及び安全対策について具体的に記載すること。</p>
<p>ウ. トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対応手順について具体的に記載すること。 例えば、落雷による停電時における事故など、具体的な対応方法について記載すること。</p>
<p>ア. 具体的な事態を想定した上で、現実的かつ効果的な対策について</p> <p>イ. 本業務における安全管理及び安全対策について</p> <p>ウ. トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対応手順について</p>

7)改善提案総括表			
ア. 従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理し記載するすること。 なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。			
提案の有無	有	無	
業務項目 ※既存の仕様書類 に定める項目を明記	提案の概略		

※ 必要に応じ行を追加すること。

8)本業務の従来の実施方法に対する改善提案	
・様式7に記載した改善提案について、以下の項目毎に具体的な提案を記載すること。 ア. 改善提案を行う業務について イ. 改善提案を行う理由について ウ. 改善提案の内容について エ. 改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果(あるいはその両方)について オ. 改善提案の実施方法について カ. 実施体制について	
業務項目名	※様式7に記載した業務項目名を記載すること。
ア. 改善提案を行う業務について	
イ. 改善提案を行う理由について	
ウ. 改善提案の内容について	
エ. 改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果について	
オ. 改善提案の実施方法について	
カ. 改善提案の実施体制について	

つくばセンター設備等維持管理業務仕様書

I. 概要

本業務は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)のつくばセンターにおける建築設備等を良好に管理するとともに、適切な保全・点検・修繕を実施し、各設備機器の省エネルギー・省コストを考慮した運転管理を行うものである。

1. 業務場所及び名称

つくば中央地区	:茨城県つくば市東1-1-1、梅園1-1-1(988,131㎡)
つくば東地区	:茨城県つくば市並木1-2-1(147,281㎡)
つくば西地区	:茨城県つくば市小野川16-1(262,498㎡)
つくば北サイト	:茨城県つくば市大字寺具字柏山1497-1(616,024㎡)
つくば苜間サイト	:茨城県つくば市学園南2-8-5(12,826㎡)

※カッコ()内の数字は敷地面積を示す。

※各地区の全体図を【別紙-1】、事業所別地区別の建物面積集計表を【別紙-2】、建物一覧表を【別紙-3】に示す。(つくば苜間サイトは除く)

※つくば苜間サイトの全体図、建物面積、業務範囲、業務内容は、【別紙-4】に示す。但し、つくば苜間サイトの業務は平成30年9月30日までとする。

※高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送の業務範囲、業務内容は、【別紙-5】に示す。

2. 業務範囲、業務内容

(1) 業務範囲

【別紙-1】に示す地区の敷地全体及び【別紙-3】に示す全ての建物及びその建物に付属する設備に対する次の業務とする。

- ① 設備等維持管理調整業務
- ② 運転監視・巡視業務
- ③ 点検・保守業務
- ④ 応急処置
- ⑤ 非常時及び緊急時対応業務
- ⑥ 小修繕業務
- ⑦ 施設利用者の相談等業務
- ⑧ 補助業務
- ⑨ 中央監視業務

(2) 業務内容

民間事業者は、以下の業務を実施する。

① 設備等維持管理調整業務

ア.業務計画(業務計画書等)を立案し、計画的に実施する。

イ.設備等維持管理業務全般の調整を行い円滑に遂行する。

ウ.つくばセンター各事業所研究業務推進部室に所属する監督職員(以下「各事業所監督職員」という。)及び各専門業者(研究所が直接契約する点検整備業者又は工事業者をいう)と業務の連絡調整を行い円滑に遂行する。

エ.安全管理部環境保全室に所属する監督職員(以下「監督職員」という。)又は関係諸官庁及び関係諸機関の要求に応じて作業内容を開示できるよう、帳簿類の管理・保

管を行う。

オ.関係諸官庁及び関係諸機関の立入検査などに各事業所監督職員とともに立ち会う。
カ.温室効果ガスの削減等環境への配慮のための企画・提案を行う。

② 運転監視・巡視業務

- ア.施設の設備機器を稼働させ、その状況を監視する。
- イ.設備機器の稼働状況を把握して、適正に運転制御する。
- ウ.常にエネルギー消費状況(電力デマンド、力率など)を監視し、省エネルギー・省コスト運転に努める。
- エ.機器の運転に必要な注油、清掃、消耗品の交換、薬品の投入などの処置を行う。
- オ.運転監視機器に警報又は異常が発生した場合は、適切な措置を講じる。
- カ.運転監視及び巡視業務は、【別紙－6】に基づき行う。

③ 点検・保守業務

- ア.①アの業務計画に基づき点検及び保守を実施し、機器の外観などから機能性、劣化状況などを観察する。また、点検を行う場合には、あらかじめ各事業所監督職員から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- イ.点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- ウ.測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- エ.機器の電流計、温度計、圧力計などを検針・記録し、正常であるか否かを判定する。
- オ.上記において異常があることを発見した場合は、速やかに適切な措置を講じる。また、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- カ.点検及び保守業務は【別紙－6】に基づき行う。なお、法令等に定めがある場合には、これに従うこととする。
- キ.「別紙－定点－1」～「別紙－定点－25」の各点検を行う。また、共通事項は【別紙－6－1】のとおりとする。
- ク.【別紙－7】に示す機器の定期点検・法定点検は当該業務から除外する。ただし、【別紙－7】に示される機器の定期点検・法定点検が発注された場合は、点検作業が円滑に進むように点検業者に協力する。
- ケ.点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- コ.点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ各事業所監督職員の承諾を受ける。

④ 応急処置

- ア.点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに各事業所監督職員に報告する。
- イ.落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等危険防止措置を講じるとともに、速やかに各事業所監督職員に報告する。

⑤ 非常時及び緊急時対応業務

- ア.災害などの非常事態に対して、【別紙－8】により適切な措置を講じるとともにその内容を記録し各事業所監督職員に報告する。
- イ.施設利用者からの緊急時対応(漏水等)の要請があった場合は、応急処置を行うとともにその内容を記録し各事業所監督職員に報告する。
- ウ.非常時及び緊急時対応をした場合は、各事業所監督職員と協議しその指示に従う。

⑥ 小修繕業務

- ア.小修繕業務の範囲は次のとおりとする。
 - ・汚れ、詰り、付着等がある部品又は点検部の清掃

- ・取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ・潤滑油、グリス、充填油等の補充
 - ・ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
 - ・次に示す消耗品の交換又は補充
 - ア. 潤滑油、グリス、充填油等
 - イ. ランプ類、ヒューズ類
 - ウ. Vベルト、フィルター類
 - エ. パッキン、ガスケット、Oリング類
 - オ. 精製水
 - ・接触部分、回転部分等への注油
 - ・軽微な損傷がある部分の補修
 - ・塗装(タッチペイント)
 - ・その他これらに類する軽微な作業
- イ. 共通設備機器等に上記以外の不具合が発生した場合は、【別紙-9】により、各事業所監督職員に速やかに報告を行い、応急処置を行うと共に以下のとおり適切且つ経済的な修繕を行うこと。
- ・1作業あたり1,000千円未満(消費税込み)とする。
 - ・年度の予算は、330,000千円(消費税抜き)を限度とし年度末において精算する。
 - ・その他詳細については、研究所と協議し決定する。
- ウ. 上記以外の修繕は、研究所に速やかに報告し協議するとともにその指示に従う。
- ⑦ 施設利用者の相談等業務
- ア. 施設利用者からの当該業務に関する相談に対応する。
- イ. 施設利用者からの実験機器などの設置、移設、撤去等に伴う工事等に関する相談に対応する。
- ウ. 上記工事に関して、必要に応じて見積支援及び工事立会いを行う。
- エ. 相談等業務は、各事業所監督職員に報告し協議するとともにその指示に従う。
- ⑧ 補助業務
- ア. 別途発注する定期点検、設備補修等の実施に係る立合い、日程調整等の協力を行う。
なお、工事等に関わる各種機器操作及び調査等も含む。
- イ. 建物保全計画作成支援システムの項目に則った設備機器情報の作成と当核システムへのデータ入力・修正・補完(突合せ作業)を行う。
- ウ. 完成図書類及び行政庁へ提出した申請書類の整理並びに関係書類を収納する書庫の整理を行う。
- エ. 建築物・設備機器の維持保全に関する方策、立案等に協力する。
- オ. 研究所が行う省エネルギーに関する業務及びエネルギー使用状況のデータ管理に協力する。
- ⑨ 中央監視業務
- ア. 上記①～⑧の業務全般について支援を行う。
- イ. 運転監視について、統合監視システム【別紙-10】を用いて支援を行う。

II. 業務仕様(つくば苅間サイト、高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務は除く)

1. 監視室の配置

中央監視センター及び各事業所等監視室の配置は以下のとおり。

- ・中央監視センター(つくば中央1-1棟01163室)
- ・つくば中央第一事業所監視室(つくば中央1-1棟)
- ・つくば中央第二事業所監視室(つくば中央2-1棟)
- ・つくば中央第三事業所監視室(つくば中央3-1棟)

- ・つくば中央第五事業所(5-1～13棟)監視室(つくば中央5-2棟)
- ・つくば中央第五事業所(5-41～49棟)監視室(つくば中央5-41棟)
- ・つくば中央第六事業所監視室(つくば中央6-1棟)
- ・つくば中央第七事業所監視室(つくば中央7-1棟)
- ・つくば西事業所監視室(つくば西-1棟)
- ・つくば東事業所監視室(つくば東-1B棟)
- ・つくば本部・情報技術共同研究棟監視室
- ・北廃水処理施設監視室(つくば中央地区)
- ・南廃水処理施設監視室(つくば中央地区)
- ・西廃水処理施設監視室(つくば西地区)
- ・中央特高棟監視室(つくば中央地区)
 - *従事者は配置せず、中央監視センターで24時間対応
- ・Aエネルギーセンター監視室(つくば西地区)
 - *従事者は配置せず、つくば西事業所監視室で24時間対応
- ・北サイト監視室(管理棟)

2. 勤務時間帯と従事者の配置

(1)勤務時間帯

- ① 昼間 8時30分～17時30分
- ② 夜間 17時30分～ 8時30分

(2)平日昼間における従事者の配置

民間事業者は、【別紙-6】に示す運転監視・巡視業務の管理基準及び点検・保守業務の管理基準に基づいて、適正な従事者の配置を行う。

(3)夜間、土日・祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)における従事者の配置

民間事業者は、各設備の稼働状況に応じ、中央監視センター及び各事業所等監視室には必要な従事者を配置する。ただし、つくば中央第一事業所監視室、つくば本部・情報技術共同研究棟監視室及び北サイト監視室に従事者を配置せずに中央監視センターが対応する。なお、従事者は技能資格等級の保全技師補を必ず配置する。

(4)廃水処理施設における従事者の配置

民間事業者は、北・南・西の各廃水処理施設に対して、【別紙-11】に示す業務を遂行(運転監視、巡視、水質分析、運搬等)するために必要な従事者を配置する。なお、夜間、土日・祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。

また、北サイト給排水処理施設は運転監視・巡視及び保守・点検業務の従事者が行うものとする。

(5)その他従事者の配置

民間事業者は、上記(1)～(4)の他に配置する従事者は以下のとおりとする。なお、施設利用者の相談等業務は、③の担当者が不在時でも対応するものとする。

()内は、配置場所:技能資格等級:勤務時間帯

① 業務責任者及び業務副責任者(中央監視センター:保全技師:平日昼間)

② 調整担当者(各事業所等監視室主任者:保全技師:平日昼間)

(各事業所等監視室副主任者:保全技師補:平日昼間〔運転監視・巡視及び保守・点検業務と兼務〕)

但し、Aエネルギーセンター監視室主任者及び西廃水処理施設監視室主任者については、つくば西事業所監視室主任者が兼務し、つくば本部・情報技術共同研究棟監視室主任者については、つくば中央第一事業所監視室主任者が兼務する。

③ 施設利用者の相談等業務担当者(各事業所単位:保全技師:平日昼間〔各事業所監

視室主任者兼務))

④ 電気主任技術者(つくば中央地区・東地区:第2種電気主任技術者:平日昼間)

3.法定従事者の選任

(1) 電気主任技術者の職務

電気主任技術者は、保安規定(電気事業法)【別紙-12】で定められた職務を遂行すること。

民間事業者は、電気主任技術者を選任すること。また、研究所は、電気主任技術者の職務を遂行するにあたり、次のアからウの事項について遵守する。

ア.研究所は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

イ.自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ウ.電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(2) その他

民間事業者は、研究所の行う行政庁への届出のため、【別紙-13】に示す資格を有する従事者を選任し、研究所に報告する。

4.平日昼間における常駐従事者の資格

民間事業者は、3.法定従事者の他に、【別紙-14】により従事者を配置する。(区分毎にいずれかの従事者が資格を有すれば良い。)

5.提出書類

民間事業者は、業務の実施にあたり、以下の書類を作成し、監督職員へ提出する。

(1)年間業務計画書 ----- 業務開始7日前までに提出。

(2)月間業務計画書 ----- 当該月7日前までに提出。

(3)作業工程表(定期点検及び修繕業務)---

定期点検は1ヶ月前までに提出。ただし、電気点検及び熱源停止を伴う場合は各事業所監督職員の指示による。

(4)管理体制表 ----- 業務開始7日前までに提出。

(5)緊急連絡表 ----- 業務開始7日前までに提出。

(6)従事者経歴書 ----- 業務開始7日前までに提出。

(7)上記(1)~(6)の提出書類に変更があった場合には、遅滞なく研究所に報告する。

6.記録・報告

民間事業者は、業務の実施後、次の書類を作成・保管し、以下のとおり監督職員に報告(提出)する。

(1)業務日報 ----- 翌日(当該翌日が休日の場合には、その直後の平日とする。)までに提出。

(2)運転、監視及び保守点検記録 ----- 研究所の要求に応じて提出。

(3)光熱水量記録 ----- 定期及び必要に応じて提出。

(4)故障、事故及び不具合等記録 ----- 発生の都度、提出。

(5)相談対応記録 ----- 翌月の5日(当該翌日が休日の場合には、その直後の平日とする。)までに提出。

(6)定期点検報告書 ----- 点検終了後、遅滞なく2部提出。
但し、消防設備点検は、3部提出。

- (7)点検状況所見(定期点検のみ) ———— 点検終了後、遅滞なく2部提出。
・所見内容には、余寿命等の劣化の度合いを含むものとする。
- (8)電気主任技術者の業務記録 ————— 翌月の5日(当該翌日が休日の場合には、その直後の平日とする。)までに提出。
- (9)業務月報及び年間総括報告書については、本実施要項に定める期日までに、監督職員に提出。
- (10)その他、上記(1)~(9)以外に監督職員が求める記録を作成するものとする。
なお、記録報告書の記載事項、様式等については、原則「建築保全業務報告書作成の手引き」((財)建築保全センター編集・発行)による。

7.その他

- (1)消耗品、器具、工具等の管理
民間事業者は、消耗品、器具、工具等の管理を行う。【別紙-15】
- (2)監督職員及び事業所監督職員との連絡
民間事業者は、監督職員及び各事業所監督職員との連絡を密にし、必要に応じて打合せを行いその指示に従う。
- (3)安全衛生管理等
民間事業者は、事務室、機械室、電気室、監視室等使用している場所及び部屋の盗難予防、火元の安全確認、安全衛生管理、整理・整頓及び清掃を、責任を持って行う。
- (4)物品及び施設管理
民間事業者は、研究所の所有に係る物品及び施設について、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (5)遵守規程
民間事業者は、労働安全衛生法、消防法等の法律の他、研究所で定める規程類を遵守するとともに、必要な協力をする。
- (6)業務監査への協力
民間事業者は、当該業務に対する研究所が行う業務監査に協力する。

Ⅲ. 従事者に関する制限

1.経験・資格

民間事業者は、「Ⅱ-3.法定従事者の選任、及び4.常駐従事者の資格」で定める従事者以外の従事者については、業務遂行に必要な経験、学歴及び実務能力を有する者を配置する。

2.教育・訓練

民間事業者は、施設を常に良好な状態に保全するために、必要な維持管理技術を従事者に習熟させるための十分な教育・訓練を実施する。また、技術の習得・向上のために、定期的に維持管理技術に関する講習会などを受講させるように努める。

3.服装等

(1)服装

従事者は、端正で清潔な作業衣(制服)を着用し、従事者の氏名、写真、会社名を記入した名札を着用する。

(2)身分証明書

従事者は、身分証明書を常時携帯する。

Ⅳ.その他

1.機密保持

民間事業者は、業務上知り得た情報について、研究所の許可なく、第三者に提供してはならない。また、契約終了後についても同様とする。

2.損害賠償

研究所は、本実施要項9. に定める他、本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者が、故意または過失により、研究所に損害を与えたときは、これによって生じた損害に相当する金額を請求することができる。ただし、その損害が民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者の責に帰することができない事由によるものである場合は、この限りでない。

3.無償提供の範囲

- (1)維持管理業務を行うために必要な材料、測定器、工具類及び消耗品のうち、【別紙－15】で定めるもの以外は民間事業者の負担とする。
- (2)民間事業者は、業務の履行のため研究所が用意する監視室、休憩室及び倉庫等を無償により使用することができる。ただし、許可なく改造してはならない。

4.鍵の貸与

- (1)研究所は、業務遂行上必要となる各種の鍵について、書面にて用途等を確認の上、民間事業者に貸与する。
- (2)民間事業者は、研究所より貸与された各種の鍵を適切に管理(無断で鍵の複製を行ってはならない。)し、本契約終了時に遅滞なく返還しなければならない。

5.業務の引継ぎ

- (1)本業務を落札した民間事業者(以下「受注予定者」という。)は、直ちに現在業務を請け負っている者(以下「現受注者」という。)から本業務の履行に支障がないよう業務内容等の引き継ぎを受けなければならない。
- (2)現受注者は、受注予定者に対して本業務内容等の引き継ぎを行わなければならない。
- (3)受注予定者及び現受注者は、引き継ぎを終えた場合は、引き継ぎ内容について研究所へ書面により報告しなければならない。

6.業務連携

民間事業者は、「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務の含まれる「つくばセンター警備業務」、「つくばセンター植栽管理業務」、「つくばセンター建物等清掃業務」、「研究センター運営管理業務」、「サイエンス・スクエアつくば運営管理業務」及び「地質標本館運営管理業務」の業務責任者及び監督職員と密接な業務連携を図り、円滑な業務の遂行を図ること。

7.対象建物等の増減

対象建物の新築・解体による増減及び設備等の新設・撤去・改修等により、業務範囲・業務内容の変更が生じた場合は、研究所、民間事業者双方で協議のうえ変更契約を行う。

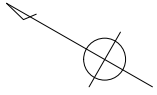
8.協議事項

本仕様書において疑義が生じた場合は、研究所、民間事業者双方で協議のうえ決定するものとする。

資料No.		内容	ページ	枚数
No.		別紙一覧	1	1
1	日常	1 各地区全体図(建物、外構、共同溝など管理対象エリア図)	2	5
		2 事業所別、地区別の建物面積集計表	7	2
		3 建物一覧表(地区、事業所、面積、竣工年など一覽)	9	9
		4 苜間サイト 生活支援ロボット安全研究棟巡回点検	18	13
		5 高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務	31	16
		6 運転監視・巡視及び点検・保守業務の管理基準	47	2171
		7 業務対象外点検(定期・法定)項目一覧	2218	2
		8 防災対応マニュアル	2220	8
		9 修繕業務の要領書	2228	4
		10 統合監視システム	2232	6
		11 廃水処理施設運転管理要領	2238	8
		12 国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター電気工作物保安規程	2246	28
		13 必要資格者(法定従事者)	2274	2
		14 常駐従事者の資格	2276	2
		15 消耗品などの負担区分及び管理要領	2278	3
		16 屋上清掃等対象場所及び排水口の数量	2281	6
		17 外灯配置図	2287	5
		18 飲料水残留塩素検査箇所一覧	2292	3
		19 空気環境測定箇所一覧	2295	2
		20 スクラバーの日常点検	2297	2
		21 空調機等簡易定期点検(フロン排出抑制法に定める簡易定期点検)	2299	3
		22 屋外マンホール点検要領	2302	5

資料No.		内容		ページ	枚数
No.	定期点検	定点一覧		2307	1
1	定点-1	圧力容器点検	1 第一種圧力容器点検	2308	3
			2 小型ボイラー点検	2311	2
2	定点-2	冷凍機設備点検	1 冷凍機設備法定点検(つくば本部・情報技術共同研究棟)	2313	4
			2 冷凍機設備点検	2317	5
			3 冷凍機設備定期点検(つくば中央2-12棟他)	2322	7
3	定点-3	消防点検	1 消防設備点検	2329	33
4	定点-4	電気設備点検	1 地下燃料タンク・一般取扱所点検	2362	113
			2 変電設備・電力設備コンピューター点検	2475	167
			3 非常用自家発電設備・非常用直流電源設備点検	2642	13
5	定点-5	排ガス測定	1 排ガス測定	2655	3
6	定点-6	各種水槽点検	1 給水用水槽清掃点検	2658	5
			2 生活排水槽清掃点検	2663	2
			3 消防用水槽点検	2665	2
			4 スクラバー廃水槽他清掃点検	2667	3
7	定点-7	浄化槽清掃点検	1 し尿浄化槽清掃点検(つくば北)	2670	3
			2 し尿浄化槽定期検査(つくば北)	2673	1
8	定点-8	排水水質分析	1 排水水質分析	2674	13
9	定点-9	エレベーター保守点検	1 つくばセンターエレベーター保守点検	2687	6
10	定点-10	クレーン点検	1 つくばセンタークレーン点検	2693	5
11	定点-11	液化窒素貯槽他定期点検	1 つくばセンター液化窒素貯槽他定期点検	2698	5
12	定点-12	スクラバー等自主検査	1 つくばセンタースクラバー等定期自主検査	2703	93
13	定点-13	特殊ガス配管設備点検	1 特殊ガス配管設備点検	2796	30
			2 空気源設備点検	2826	26
14	定点-14	NAS電池遠隔監視点検	1 NAS電池遠隔監視及び点検	2852	5
15	定点-15	建築物定期調査	1 建築物定期調査報告	2857	2
16	定点-16	公共下水道流量計点検	1 北・南・西廃水処理施設公共下水道流量計点検	2859	6
17	定点-17	自動ドア点検保守	1 つくば中央第1事業所他自動ドア点検保守	2865	4
			2 つくば中央第5事業所他自動ドア点検保守	2869	2
18	定点-18	空調設備点検	1 空調機・パッケージ設備点検	2871	19
			2 冷却塔設備点検	2890	2
			3 空気清浄装置点検	2892	4
			4 還水槽点検	2896	2
			5 膨張水槽他清掃点検	2898	6
			6 研究協力センターさくら館他吸収式冷温水機点検	2904	3
			7 東-4G棟吸収式冷温水機点検	2907	3
			8 つくばセンター空調自動制御設備点検	2910	28
			9 つくば本部・情報技術共同研究棟空調自動制御設備点検	2938	23
19	定点-19	廃水処理施設点検	1 つくばセンター研究廃水排水管調査	2961	14
			2 原水槽清掃点検	2975	2
			3 一般排水槽清掃点検	2977	4
			4 北・南・西廃水処理施設樹脂活性炭機能分析	2981	4
20	定点-20	汚泥分析	1 汚泥分析	2985	3
21	定点-21	防災監視設備等点検	1 つくばセンター防災監視設備点検	2988	12
22	定点-22	エネルギーセンター設備点検	1 上・雑用水ポンプ制御盤点検(中央特高棟)	3000	11
			2 中央特高棟・Aエネルギーセンターポンプ設備点検	3011	11
23	定点-23	厨房排気ダクト・貯油槽他清掃点検	1 厨房内排気ダクト・貯油槽他清掃点検	3022	5
24	定点-24	純水製造装置点検	1 つくば中央2-1棟純水製造装置点検保守	3027	3
			2 つくば中央3-10棟純水製造装置点検保守	3030	2
			3 つくば中央7-1棟純水製造装置点検	3032	2
25	定点-25	水素発生装置点検保守	1 つくば中央2-13棟水素発生装置点検保守	3034	7

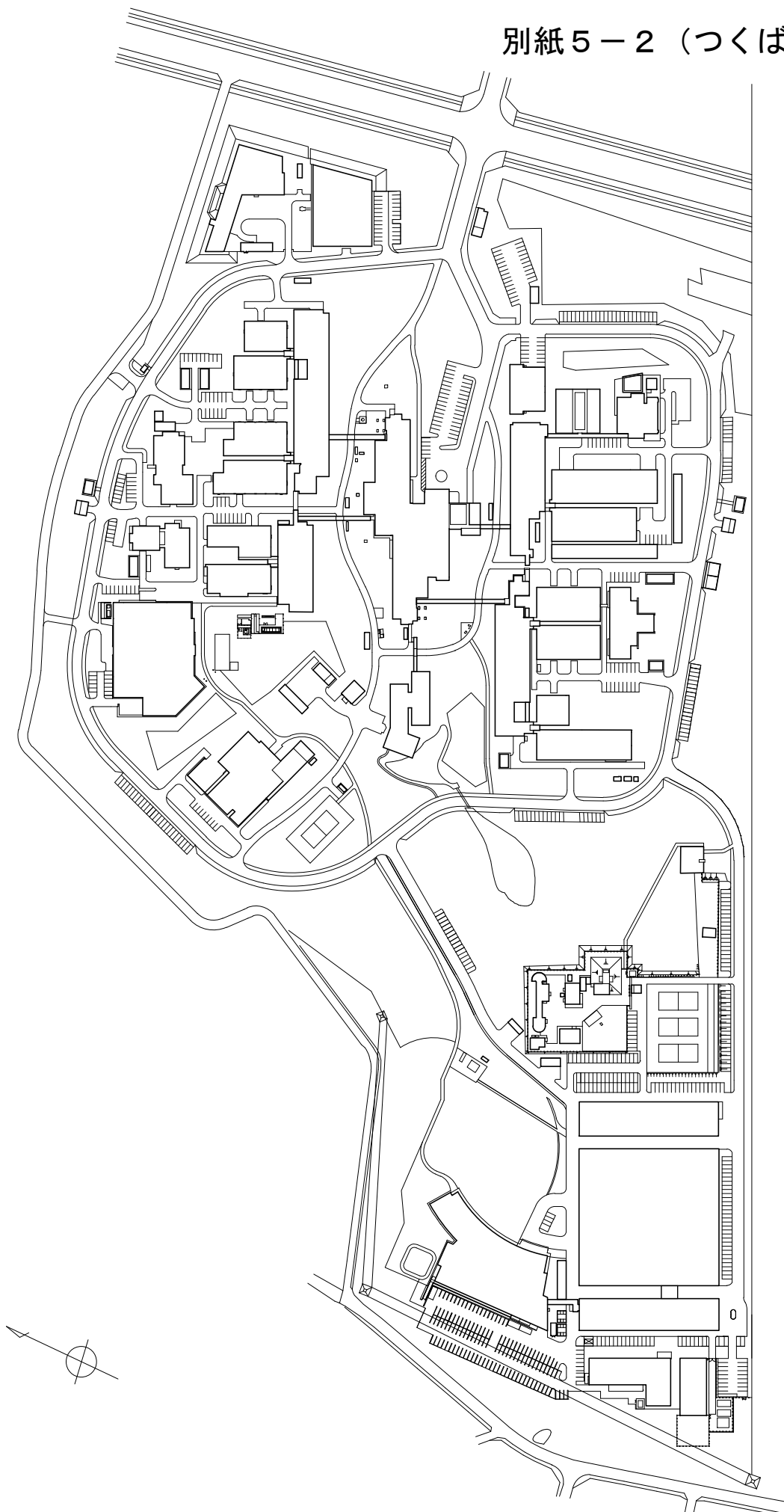
別紙5-1 (つくば中央)



件名 つくば中央第一事業所外周
図面名称 配置図
縮尺 1/2000



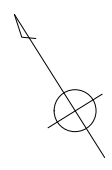
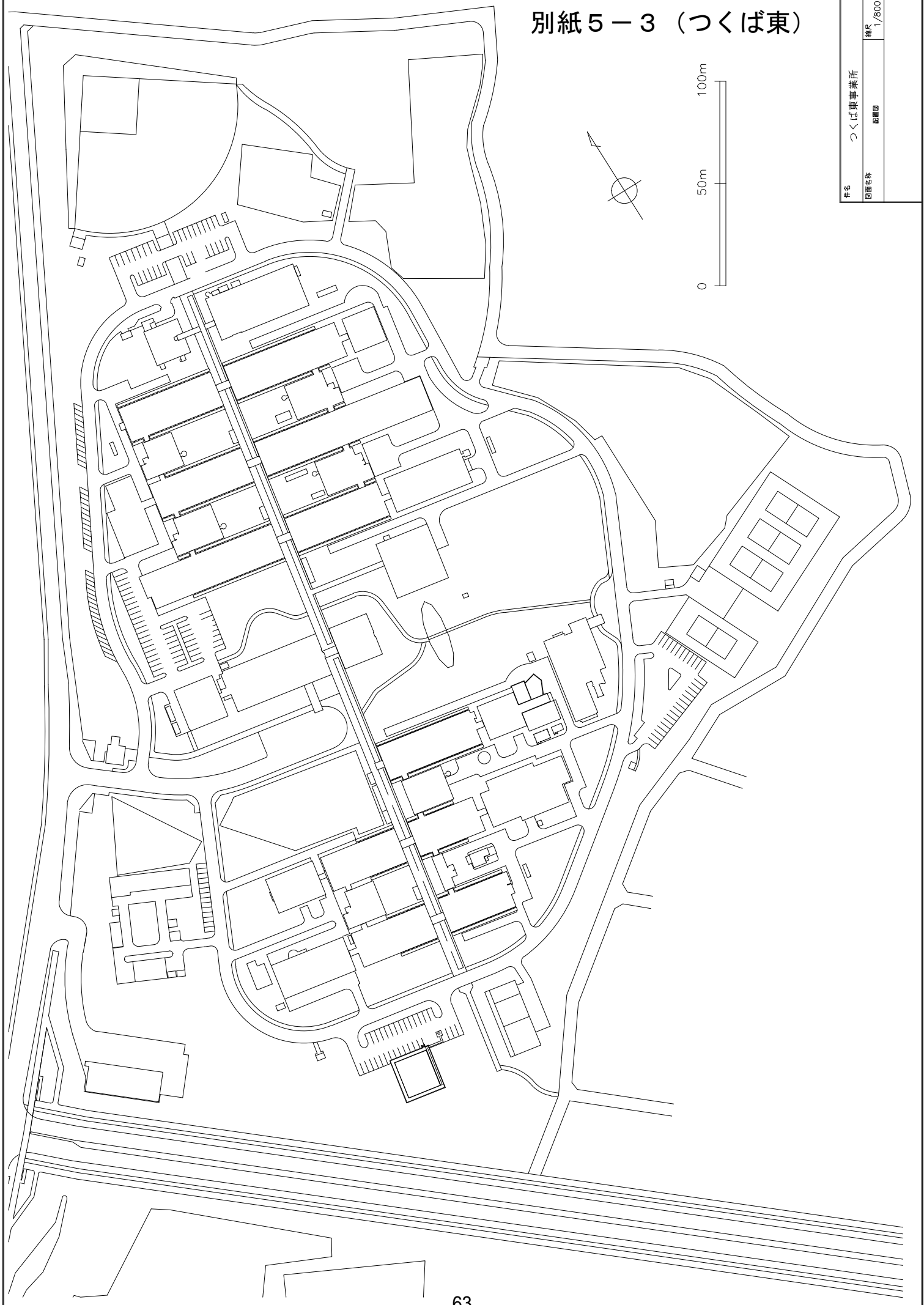
別紙 5-2 (つくば西)



名称	つくば西事業所
図面名称	配置図
縮尺	1/1200

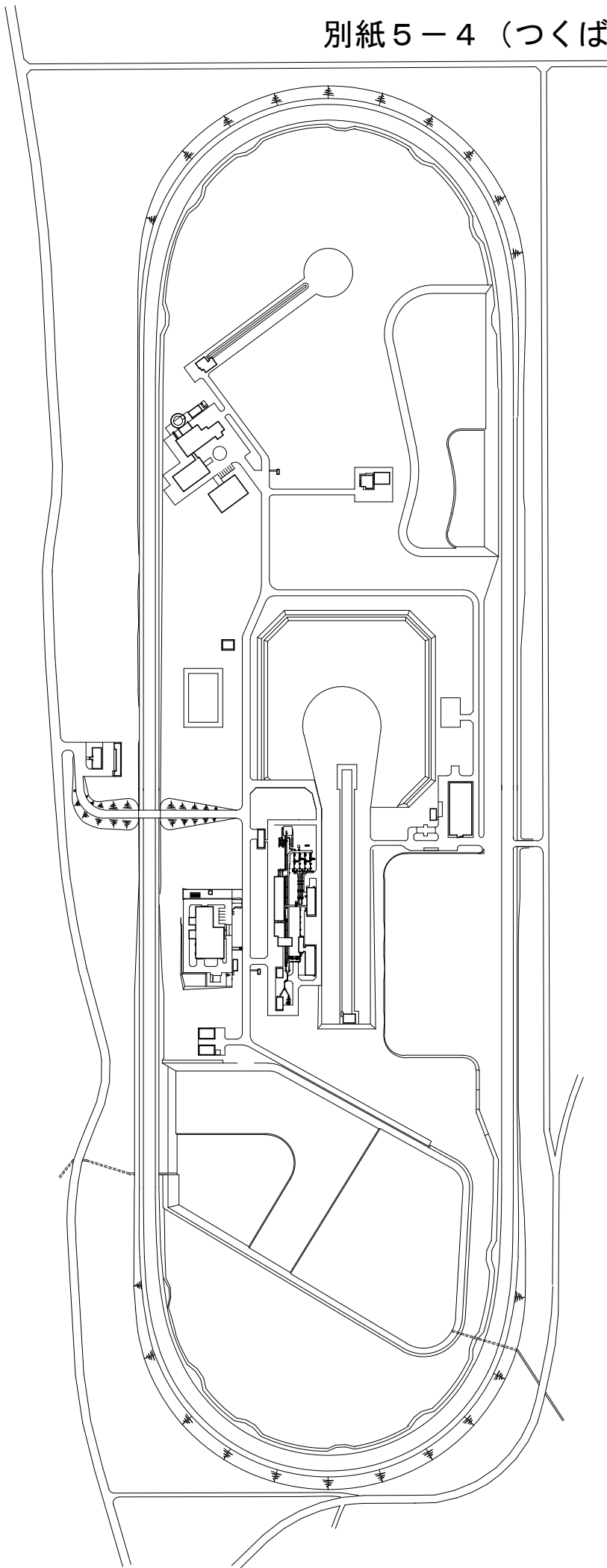
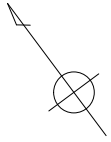


別紙5-3 (つくば東)



名称	つくば東事業所
図面名称	配置図
縮尺	1/800

別紙5-4 (つくば北サイト)



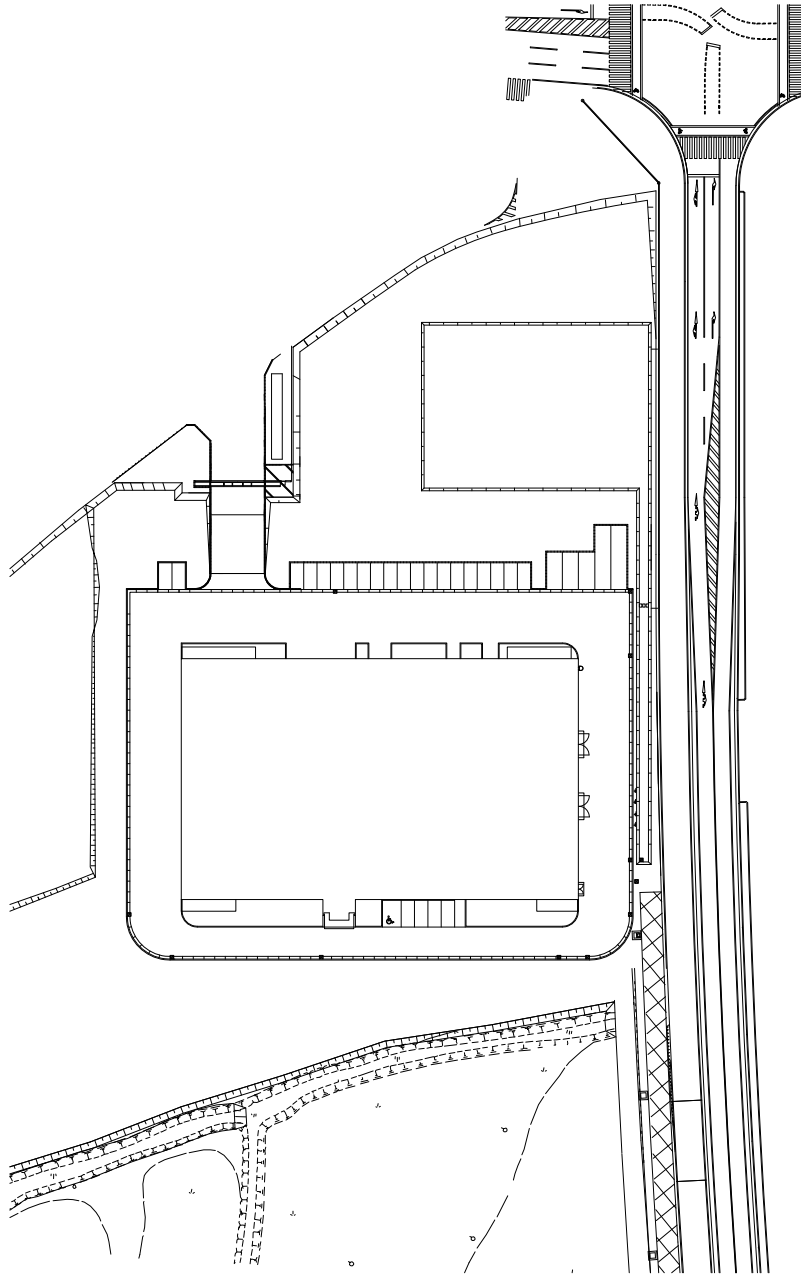
0 50m 100m

名称	つくば北サイト
図面名称	配置図
縮尺	1/2000

別紙 5-5 (つくば苜間サイト)

件名	つくば苜間サイト	縮尺	1/500
図面名称	配置図		

46SITE000



業務実施責任者等の要件

選定期	業務実施責任者等の名称	求められる資格等の名称	人数	勤務形態	勤務日	勤務時間
企画書提出時	業務責任者	1敷地に存在する建物の延べ床面積の合計が50,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文科学系のもの)を除く)における設備等の維持管理について5年以上の実績を有すること。また、設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	1	常勤	平日	8:30-17:30
	業務副責任者		1	常勤	平日	8:30-17:30
	各事業所等監視室主任者(北・南・西廃水処理施設を除く)	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	11	常勤	平日	8:30-17:30
	各事業所等監視室主任者(北・南・西廃水処理施設のみ)(西廃水処理施設は副主任者とする)	廃水処理施設の運転・監視及び日常的な点検保守業務、分析業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)	3	常勤	平日	8:30-17:30
	各事業所等監視室副主任者(西廃水処理施設を除く)	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保全技師補)	14	常勤	平日	8:30-17:30
	電気主任技術者	第2種電気主任技術者	1	常勤	平日	8:30-17:30
	高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務 作業責任者	高圧ガス製造保安責任者(三種特別以上)	1	常勤	平日	8:30-17:30
	高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務 作業責任者代理者		1	作業責任者不在時	平日	8:30-17:30
設備等維持管理業務	従事者 (中央監視センター、各事業所等) (北・南・西廃水処理施設及び北サイトは除く)	第3種電気主任技術者 (中央特高棟監視室を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上	常勤	平日	8:30-17:30
		第1種電気工事士 (中央特高棟監視室に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
		第2種電気工事士 (中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上			
		2級ボイラー技士 (中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上			
		水道技術管理者 (中央特高棟監視室に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
		第1種冷凍機械責任者 (つくば本部・情報技術共同研究棟に、いずれかの従事者が有すればよい)	2以上			
		第3種冷凍機械責任者 (つくば本部・情報技術共同研究棟及び中央特高棟を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの常駐従事者が有すればよい)	10以上			
		危険物取扱者乙種第4類 (中央監視センターを除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	11以上			
		第二級陸上特殊無線技士 (西事業所、中央特高棟監視室の使用が有すればよい)	2以上			
		エネルギー管理士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
		建築施工管理技士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
		電気施工管理技士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
		管工事施工管理技士 (中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
建築物環境衛生管理技術者 (第一事業所に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上					

	選定時期	業務実施責任者等の名称	求められる資格等の名称	人数	勤務形態	勤務日	勤務時間
設備等維持管理業務	契約時	従事者 (北・南・西廃水処理施設)	第2種電気工事士 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上	常勤	平日	8:30-17:30
			危険物取扱者乙種第1類 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
			危険物取扱者乙種第4類 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上			
			危険物取扱者乙種第6類 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上			
			水質関係第2種公害防止管理者 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上			
			第2種酸素欠乏危険作業主任者 (各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)	3以上			
			フォークリフト運転技能講習修了者 (各廃水処理施設監視室毎に、使用者が有すればよい)	3以上			
			玉掛技能講習修了者 (各廃水処理施設監視室毎に、使用者が有すればよい)	3以上			
			特定化学物質作業主任者 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
			有機溶剤作業主任者 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上			
			大型自動車運転免許証取得者 (北廃水処理施設のみ、使用者が有すればよい)	1以上			
			産業廃棄物中間処理施設技術管理者 (北・南廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	2以上			
特定毒物研究者 (北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)	1以上						
従事者 (つくば北サイト)	第1種電気工事士 (いずれかの従事者が有すればよい)	1以上	常勤	平日	8:30-17:30		
		水質関係第4種公害防止管理者 (いずれかの従事者が有すればよい)				1以上	
		危険物取扱者乙種第4類 (いずれかの従事者が有すればよい)				1以上	
従事者 (中央監視センター、各事業所等) (第一事業所、北・南・西廃水処理施設及び北サイトは除く)	設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保安技師補)	必要人数	常勤	平日	17:30-翌8:30		
				休日	8:30-翌8:30		
担当者	【点検項目に応じて以下必要資格者を配置のこと】 第一種圧力容器取扱作業主任者 ボイラー技士 冷凍機保安責任者 消防設備士・消防設備点検資格者 危険物取扱者乙種4類及び地下タンク等定期点検技術者 消防設備点検資格者及び第一種自家発電設備専門技術者 危険物取扱者・消防設備士又は消防設備点検資格者 計量事業所、環境計量士 第二種電気工事士 浄化槽管理士 昇降機検査資格者 局所排気装置定期自主検査者講習修了者	必要名	非常勤	-	-		
従事者 (高圧ガス設備日常点検及び液体窒素等配送業務)	高圧ガス保安法資格取得者※もしくは高圧ガスの取り扱いに関する1年以上の経験を有する者 ※高圧ガス保安法資格とは、高圧ガス製造保安責任者(丙種特別以上)、高圧ガス販売主任者(第一種販売)、又は高圧ガス移動監視者とする。	必要人数	常勤	平日	8:30-17:30		

※これらの者は、原則として民間事業者と雇用関係がある者とする。
 ※「企画書提出時」と記載されたものについては、入札書類に当該資格等を有することを証する書類を添付すること。
 ※「契約時」と記載されたものについては、契約時までに当該資格等を有する者を選任すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

平成 年 月 日

殿

（郵便番号 ）

入札参加事業者 住 所

電話番号 （ ） ー

商 号
又は名称

氏 名 ㊟

（法人にあつては、代表者氏名）

【法定代理人】

氏 名 ㊟